

ひきこもり支援施策の方向性と 地域共生社会の実現に向けて

～ひきこもり支援施策における居場所～

令和2年2月16日（日）

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課

1 ひきこもりとは

2 ひきこもり支援施策

3 就職氷河期世代活躍支援プラン
(就職氷河期世代支援プログラム)

4 地域共生社会の実現に向けて

ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン

平成19年度から平成21年度に取り組まれた厚生労働科学研究「思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究（主任研究者齋藤万比古：国立国際医療研究センター国府台病院）」の研究成果としてまとめられたもの。

ひきこもりの定義

「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしていてもよい）を指す現象概念」と定義。

なお、「ひきこもりは原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神病性の現象とするが、実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低くないことに留意すべき」としている。

○ひきこもりの長期化を防ぐための視点

- 当事者の来談・受診をできるだけ早く実現することが重要であり、支援機関には以下の視点が必要。
 - 身近な地域にあるひきこもりに対する支援機関を、普段から住民向けに広く周知しておくこと。
 - 家庭への訪問を行うアウトリーチ型支援を、タイミングよく開始すること。
 - 家族がひきこもりの本人に来談・受診を説明しやすくなるようなアドバイス、ガイダンスを継続すること。

○ひきこもりの評価

- 適切な評価が行われるためには以下の要素が重要。
 - 長期的な関与を続けながら情報を蓄積すること。
 - 精神障害の有無について（気分障害、統合失調症、発達障害など）判断すること。

○ひきこもりに対する支援

- 地域連携ネットワークを構築し、訪問支援（アウトリーチ型支援）も用いながら、支援段階にあわせて家族や当事者への支援を実施。

2

内閣府「生活状況に関する調査」（平成31年3月29日公表）

内閣府が、平成27年度及び平成30年度に実施した「生活状況に関する調査」の結果においては、「ふだんどのくらい外出しますか」という問に対し、「趣味の用事のときだけ外出する」、「近所のコンビニなどには出かける」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」と回答し、かつ、その状態となって6ヶ月以上経つと回答した者を「広義のひきこもり群」と定義している。（※平成27年度調査と平成30年度調査では一部定義が異なる。）



※ H30年度調査結果において、有効回収3,248人（調査対象5,000人）のうち、47人が広義のひきこもり。H27年度調査結果において、有効回収3,115人（調査対象5,000人）のうち、49人が広義のひきこもり。

3

自治体によるひきこもり状態にある方の実態等に係る調査結果（令和元年8月2日公表）

■実施自治体数

都道府県 レベル	市町村レベル				合計
	指定都市	一般市・区	町村	小計	
23 (49%)	9 (45%)	64 (8%)	32(3%)	105(6%)	128 (7%)
47	20	795	926	1,741	1,788

【留意点】
○都道府県が管内の全ての市町村を調査しつつ、別途、市町村独自で調査をしている場合がある。

※（ ）は全自治体数に占める割合

※全自治体数

■調査方法 ※n=128

ルート・方法	自治体数	割合
民生委員・児童委員（アンケート・聞き取り）	83	65%
保健師・NPO・事業者（アンケート・聞き取り）	29	23%
標本調査（無作為抽出によるアンケート）	22	17%
全戸調査（アンケート）	5	4%
その他（当事者からの聞き取り、住民からの連絡など）	4	3%

【留意点】
○複数回答（一部の自治体では、複数の方法を組み合わせて調査を実施）

○調査対象者の定義や年齢層は、自治体によって千差万別である。

■調査結果の公表・非公表の別 ※n=128

	自治体数	割合
公表	43	34%
非公表	85	66%

公表自治体の調査結果の個表



※ 令和元年5月厚生労働省調べ。

※ 各自治体が概ね過去10年間に実施した調査の状況について、厚生労働省がとりまとめたもの。

4

厚生労働大臣メッセージ（令和元年6月26日）

「ひきこもりの状態にある方やそのご家族への支援に向けて」

川崎市や東京都練馬区の事件など、たいへん痛ましい事件が続いている。改めて、これらの事件において尊い命を落とされた方とそのご家族に対し、心よりお悔やみを申し上げるとともに、被害にあられた方の一日も早い回復を願っています。

これらの事件の発生後、ひきこもりの状態にあるご本人やご家族から、国、自治体そして支援団体に不安の声が多く寄せられています。

これまで繰り返し申し上げていますが、安易に事件と「ひきこもり」の問題を結びつけることは、厳に慎むべきであると考えます。

ひきこもりの状態にある方やご家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えています。生きづらさと孤立の中で日々葛藤していることに思いを寄せながら、時間をかけて寄り添う支援が必要です。

誰にとっても、安心して過ごせる場所や、自らの役割を感じられる機会があることが、生きていくための基盤になります。ひきこもりの状態にある方やご家族にとっても、そうした場所や機会を得て、積み重ねることが、社会とのつながりを回復する道になります。

また、ひきこもりの状態にある方を含む、生きづらさを抱えている方々をしっかりと受けとめる社会をつくっていかなければならないという決意を新たにしました。まずは、より相談しやすい体制を整備するとともに、安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会をつくるために、ひきこもりの状態にある方やご家族の声も聞きながら施策を進めています。そして、より質の高い支援ができる人材も増やしていきます。

ひきこもりの状態にある方やご家族は、悩みや苦しみを抱え込む前に、生活困窮者支援の相談窓口やひきこもり地域支援センター、また、ひきこもり状態にある方が集う団体や家族会の扉をぜひ叩いて下さい。

国民の皆様におかれましては、あらゆる方々が孤立することなく、役割をもちながら、ともに暮らすことができる、真に力強い「地域共生社会」の実現に向けて、ご理解とご協力ををお願いいたします。

令和元年6月26日

厚生労働大臣 根本 匠

5

全国ひきこもり支援基礎自治体サミット in そうじゃ（令和元年8月26日）



6

Support annaka toyoake moriyama ube sofa



令和元年8月26日

群馬県 安中市長

若木英子

小淳正典

宮本和宏

久保田百合子

尾園繁一

愛知県 豊明市長

滋賀県 守山市長

山口県 宇部市長

岡山県 糸社市長

ひきこもり支援基礎自治体宣言書

わたしたちは、すべての人々に寄り添う自治体となることを目指し、
家族会、当事者の会、福祉関係者とともに、
ひきこもり支援に果敢に取り組むことを宣言します。

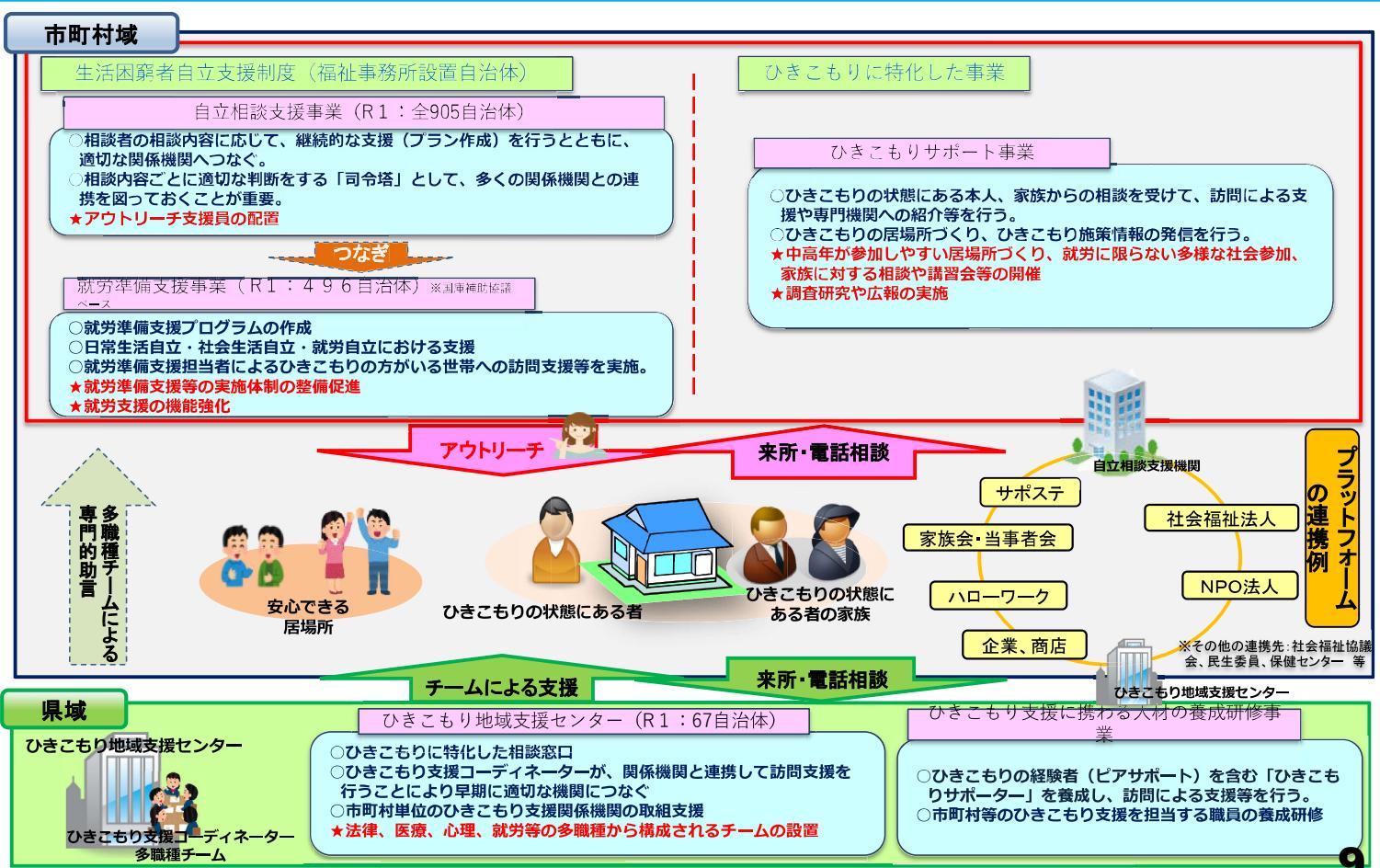


Support

わたしたちは、すべての人々に寄り添う自治体となることを目指し、
家族会、当事者の会、福祉関係者とともに、
ひきこもり支援に果敢に取り組むことを宣言します。

7

ひきこもり支援施策の全体像



ひきこもり地域支援センターにおける実相談人数及び相談件数の推移（平成24～29年度）



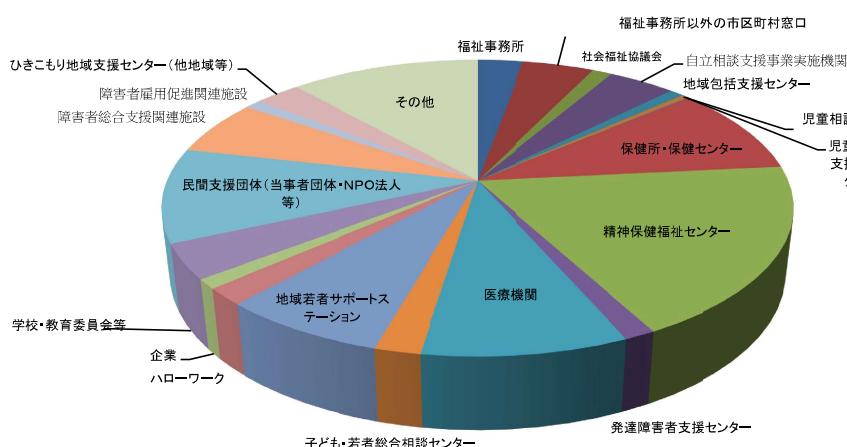
年代 年度	10代	20代	30代	40代	50代以上 (※)	年齢不明	合計
H24	3,906	5,156	2,724	2,952	—	1,728	16,466
H25	4,228	6,516	3,341	3,405	—	2,037	19,527
H26	2,787	6,778	4,200	2,212	419	1,328	17,724
H27	3,667	8,397	5,053	2,744	435	1,282	21,578
H28	3,597	7,219	5,440	2,564	919	1,212	20,951
H29	4,091	7,454	5,788	2,806	1,037	942	22,118

相談方法 年度	電話	メール	来所	訪問等	合計
H24	15,327	701	15,479	2,805	34,312
H25	22,526	2,124	25,508	4,312	54,470
H26	30,177	4,378	30,759	4,387	69,701
H27	34,482	4,783	36,625	7,321	83,211
H28	38,620	4,875	38,965	8,334	90,794
H29	42,245	5,997	43,839	10,331	102,412

※H24,H25については、調査上、「40代以上」としているため、50代以上については「-」としている。

10

平成29年度 ひきこもり地域支援センターが関係機関へつないだ件数



機関 年度	福祉事務所	社会福祉協議会	自立相談支援事業実施機関	地域包括支援センター	児童相談所	保健所・保健センター	精神保健福祉センター	発達障害者支援センター	医療機関	子ども・若者総合相談センター	地域若者サポートステーション	ハローワーク	企業	学校・教育委員会等	民間支援団体(当事者団体・NPO法人等)	障害者総合支援施設	障害者雇用促進施設	他のひきこもり地域支援センター	その他	合計	
29年度	228	355	98	335	71	32	6	788	1,531	110	728	161	593	150	85	310	838	492	82	226	950
率	2.8%	4.3%	1.2%	4.1%	0.9%	0.4%	0.1%	9.6%	18.7%	1.3%	8.9%	2.0%	7.3%	1.8%	1.0%	3.8%	10.3%	6.0%	1.0%	2.8%	11.6%
																					8,169

※…根拠法(障害者総合支援法、障害者雇用促進法)に分けてそれぞれ整理。

障害者総合支援法：就労継続支援B型、グループホーム、地域活動支援センター等

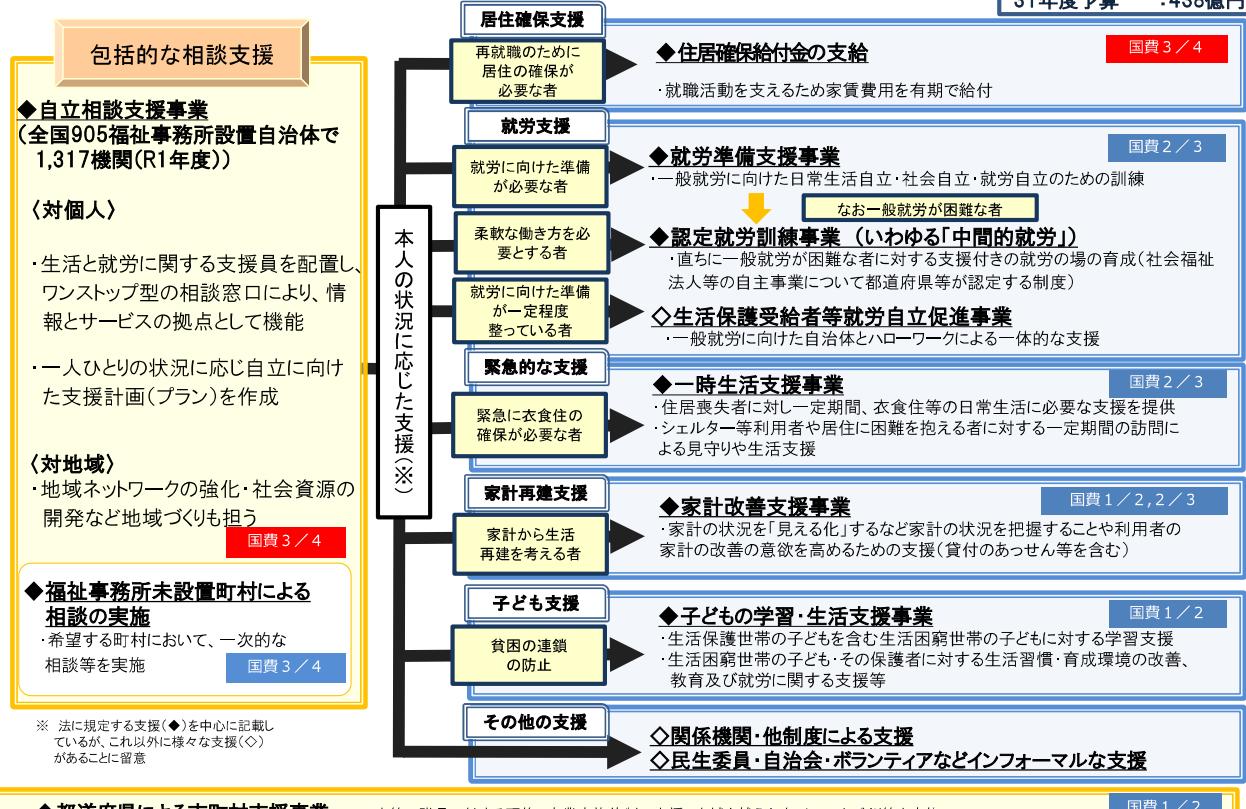
障害者雇用促進法：障害者職業センター、障害者就労・生活支援センター等

その他機関の例…ジョブカフェ、訪問看護、法テラス、こころの電話相談、家族会、保護司、難病相談センター、公民館講座、民間カウンセリング機関、警察署、自動車教習所、まちの保健室、寺院、民生委員、ボランティア、大学、司法関係機関、等 ※順不同

11

生活困窮者自立支援制度の概要

29年度予算 : 400億円
30年度予算 : 432億円
31年度予算 : 438億円

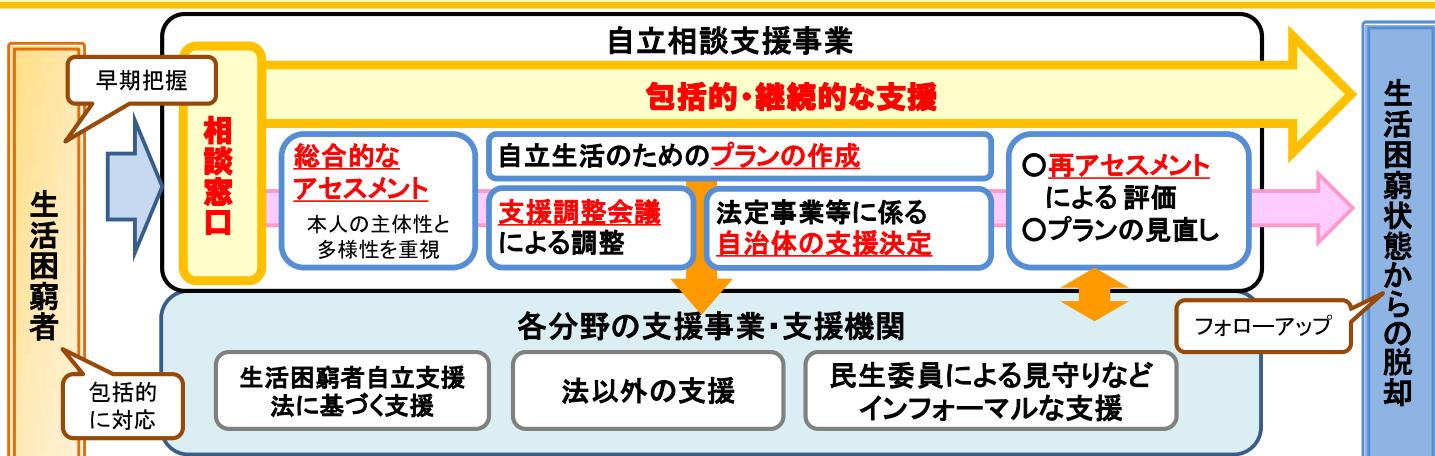


12

自立相談支援事業(必須事業)

事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
 - ※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。自治体は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
 - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

13

就労準備支援事業(任意事業)

事業の概要

- 生活リズムが崩れている等就労に向け準備が必要な者を対象として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて、最長1年間の集中的な支援を実施。(平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法により創設)

支援の内容

- 対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成。
➢ プログラムにより、一般就労に向けて、計画的かつ一貫した支援を実施。

対象者の様々な状態像

- 決まった時間に起床・就寝できない等、生活習慣の形成・改善が必要
○他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力などの社会参加能力の形成・改善が必要
○自尊感情や自己有用感を喪失している
○就労の意思が希薄・就労に関する能力が低い等

様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

- 日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立段階を想定した多様な支援メニューによる支援。(対象者の様々な状態像をカバーできる事業の幅が必要)

- 通所、合宿等の様々な形態で実施。

(多様な支援メニューの例)

- ・ワークショップ・セミナー・グループワーク・職場見学・就労体験・模擬面接
- ・応募書類作成指導・キャリアコンサルティング・ボランティア活動への参加
- ・就農訓練事業(平成28年4月より開始)
- ・福祉専門職との連携支援事業(平成29年4月より開始) 等



効果

- 一般就労の準備としての基礎能力の習得により、一般就労に向けたステップアップを図ることができる。

14

生活困窮者自立支援法の改正（平成30年施行）

- 基本理念の規定の創設、定義規定の見直し

【改正法案における規定】

(基本理念)

第2条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。

2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関（以下単に「関係機関」という。）及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

(定義)

第3条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

◎社会福祉法 [平成29年施行]

(地域福祉の推進)

第4条 (略)

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

15

ひきこもりの状態にある方への自立相談支援機関における対応（通知）

令和元年6月14日付け社援地発0614第1号

各都道府県・指定都市・中核市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長あて
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知

ひきこもりの状態にある方やその家族から相談があった際の自立相談支援機関における対応について～抄～

昨年改正した法に基づく生活困窮者の定義において、経済的な困窮に至る背景事情として「地域社会との関係性」を規定しているが、これについては、地域社会からの孤立の視点も含め地域社会との関係性の状況（希薄化等）を意味しており、その態様の一つとしてひきこもり状態も含まれている。

1 ひきこもりの状態にある方やその家族の特性を踏まえた相談支援にあたっての基本的な姿勢

- ・ ひきこもりの状態にある方については、地域や社会との関係性が希薄であるといった状況があり、対人関係の不安や自己表現の困難さといった特性、将来への不安感、自己喪失感や自己否定感を抱いている場合も少なくないため、そうした本人の複雑な状況や心情等を理解し、丁寧に寄り添う対応をしていく必要があること

2 ひきこもりの状態にある方やその家族の特性を踏まえた相談支援にあたっての留意事項

- ・ 自立相談支援機関において、ひきこもりに関する相談が可能であることを、地域のネットワークを活用する等、各地域の実情に応じた方法により、改めて住民の方々に周知頂きたいこと
- ・ 経済的困窮の状態が明らかでない場合であっても、身近な相談窓口としての自立相談支援機関において、ひきこもりの状態にある方やその家族等からの相談、関係機関からの相談を確実に受けとめていただくこと
- ・ 支援等を進めるにあたっては、都道府県・指定都市が設置するひきこもり地域支援センターとの連絡体制を密にするなど関係機関や支援団体との連携による支援を徹底されたいこと

※別途、ひきこもり地域支援センターあてに、自立相談支援機関への積極的な支援について通知

16

市町村におけるひきこもり相談窓口の明確化と周知に係る対応依頼（事務連絡）

令和元年10月25日付け事務連絡

各都道府県・指定都市・中核市 ひきこもり支援施策ご担当者様
厚生労働省社会・援護局地域福祉課

市町村におけるひきこもり相談窓口の明確化と周知等について～抄～

各市町村においては、自立相談支援機関を始めとして、ひきこもりに関する相談に対応する窓口が設置されていることと存じますが、今般、ひきこもりの状態にある方やその家族が、居住する市町村のひきこもりに関する相談窓口を容易に認識できるよう、別添のとおり、ひきこもりに関する相談窓口の場所や連絡先を周知するためのリーフレットのひな形を作成しましたので、ご活用下さい。

併せて、下記のとおり、周知や支援の際の留意事項をお示しますので、各市町村においては、ひきこもりに関する相談窓口を明確化した上で、全ての世帯を対象としてひきこもりの相談窓口に関する周知広報を速やかに行うよう努め、ひきこもりの状態にある方やその家族に、支援に関する情報を確実に届け、支援が必要な方が相談できるよう、ご配慮をお願いいたします。

17

自治体に提供したリーフレットのひな形

ひきこもりでお悩みの皆さまへ、○○市から「大切なお知らせ」

表面

「ひきこもり」のこと、何かお困りごとはありませんか？ あなたのそばに、相談できる場所があります

○○○市（仮）では、「ひきこもり」に関する相談窓口をご用意しています。ひきこもりは、誰にでも起こります。悩みや苦しみを抱え込む前に、「お悩み」や「気になっていること」など、どのようなことでも結構ですので、あなたのタイミングでお気軽に下記の相談窓口までお聞かせください。

Q どんな場合に相談をすればよいですか？

まずは、些細なことでも何でも、安心して相談してください。
ご本人やご家族に寄り添いながら、お話をお聞きします。

今は働いていないけど家にいる、近所のコンビニなどには出かけるが、ふだんは一人で家にいる、長年外に出ていないなど、お一人お一人の状況に応じて、必要とする支援をご紹介します。

あなたが一步を踏み出したいたいタイミングで、「お悩み」や「気になっていること」など、どのようなことでもお聞かせください。

Q 対象年齢はありますか？

年齢制限はありません。

ひきこもりについて気になる方は、何歳の方でもご相談いただけます。

Q 家族が相談してもいいのですか？

ご家族は、ひきこもりで苦しんでいるご本人にとって、一番身近な支援者です。
ご家族の方もご相談ください。

「ひきこもり」に関する相談窓口はどちら。

○○（各自治体の該当機関名を記載）

○○○○○○○○○○○○（所在地の住所を記載する）

● 電話番号： 00-0000-0000

● ファックス： 00-0000-0000

● Email： aaaaa@aaa.go.jp

▼ホームページ

該当サイト名、キーワードなどを記載

QRコード

裏面

市（町・村）以外の「ひきこもり」相談窓口はこちら。

○○県ひきこもり地域支援センター

○○○○○○○○○○（所在地の住所を記載する）

● 電話番号： 00-0000-0000

● ファックス： 00-0000-0000

● Email： aaaaa@aaa.go.jp

▼ホームページ

該当サイト名、キーワードなどを記載

検索

QRコード

令和元年6月26日 厚生労働大臣からのメッセージ抜粋

ひきこもりの状態にある方やそのご家族への支援に向けて

ひきこもりの状態にある方やそのご家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えています。生きづらさと孤立の中での葛藤していることに思いを寄せながら、時間をかけて寄り添う支援が必要です。

誰にとっても、安心して過ごせる場所や、自らの役割を感じられる機会があることが、生きていくための基盤になります。ひきこもりの状態にある方やそのご家族にとっても、そうした場所や機会を得て、積み重ねることが、社会とのつながりを回復する道になります。

また、ひきこもりの状態にある方を含む、生きづらさを抱えている方々をしっかりと受けとめる社会をつくりいかなければならないという決意を新たにしました。まずは、より相談しやすい体制を整備するとともに、安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会をつくるために、ひきこもりの状態にある方やそのご家族の声も聞きながら施策を進めています。そして、より質の高い支援ができる人材も増やしていきます。

ひきこもりの状態にある方やそのご家族は、悩みや苦しみを抱え込む前に、生活困窮者支援の相談窓口やひきこもり地域支援センター、また、ひきこもり状態にある方が集う団体や家族会の扉をぜひ叩いて下さい。

住民の皆様におかれましては、あらゆる方が孤立することなく、役割をもちながら、ともに暮らすことができる、真に力強い「地域共生社会」の実現に向けて、ご理解とご協力をお願いいたします。

18

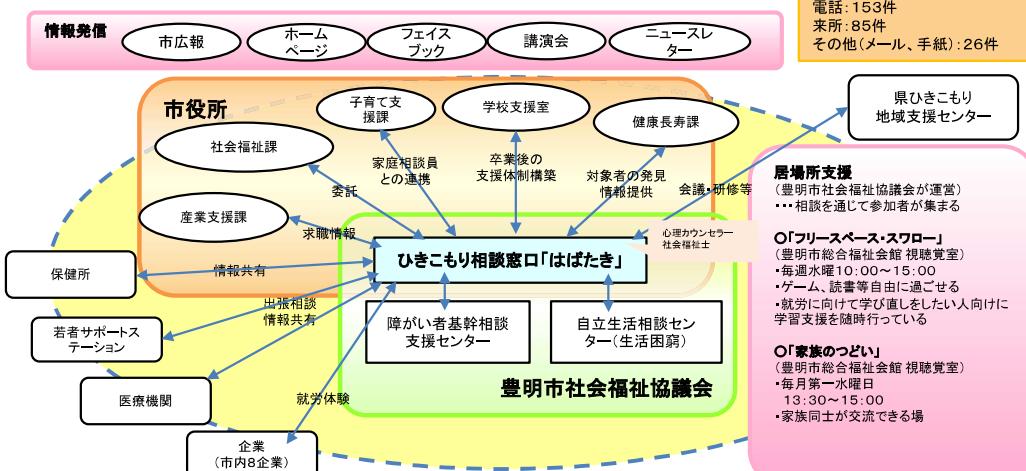
市町村によるひきこもり支援の事例

愛知県豊明市

- 市役所内に相談窓口を設置（市社会福祉協議会に委託）。相談員2名が常駐するほか、月に2回医療機関から派遣される専門職が相談に対応。
- 庁内関係各課、関係機関と連携、情報共有を行い、あらゆる年代のケースに対応。
- 情報発信については、市広報、ホームページやSNSなど多様なツールを活用して市民へ広く周知。市民向けの講演会や研修会を実施し、ひきこもり支援への理解を深める取組を実施。
- 居場所支援については、本人が自由に過ごせる場と、家族が交流できる場の2箇所を設置。不登校や中退経験により学び直しを希望する人や、就労に向けて学習をしたい人を対象に学習支援も随時実施。
- サポーター派遣については、委託先（社会福祉協議会）が養成研修を実施。希望する登録者は主に居場所での活動に協力しており、本人からの希望があれば訪問支援などの派遣も行う。

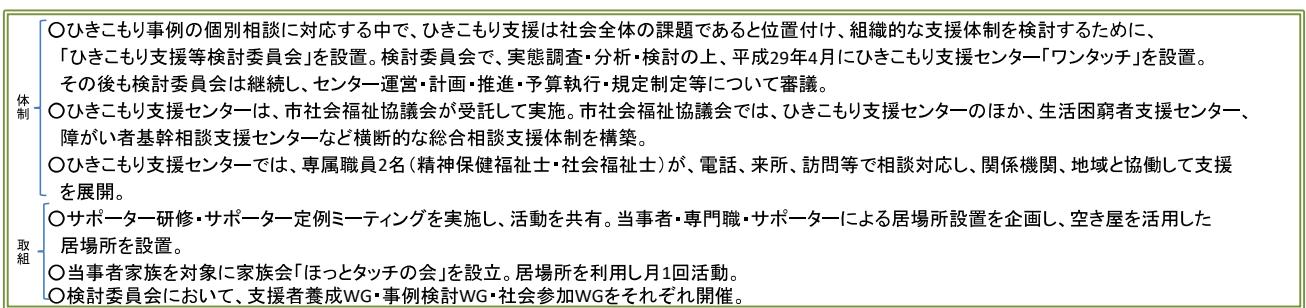
豊明市のひきこもり支援体制図

人口：68,691人（平成30年10月1日時点）



作成：厚生労働省

19

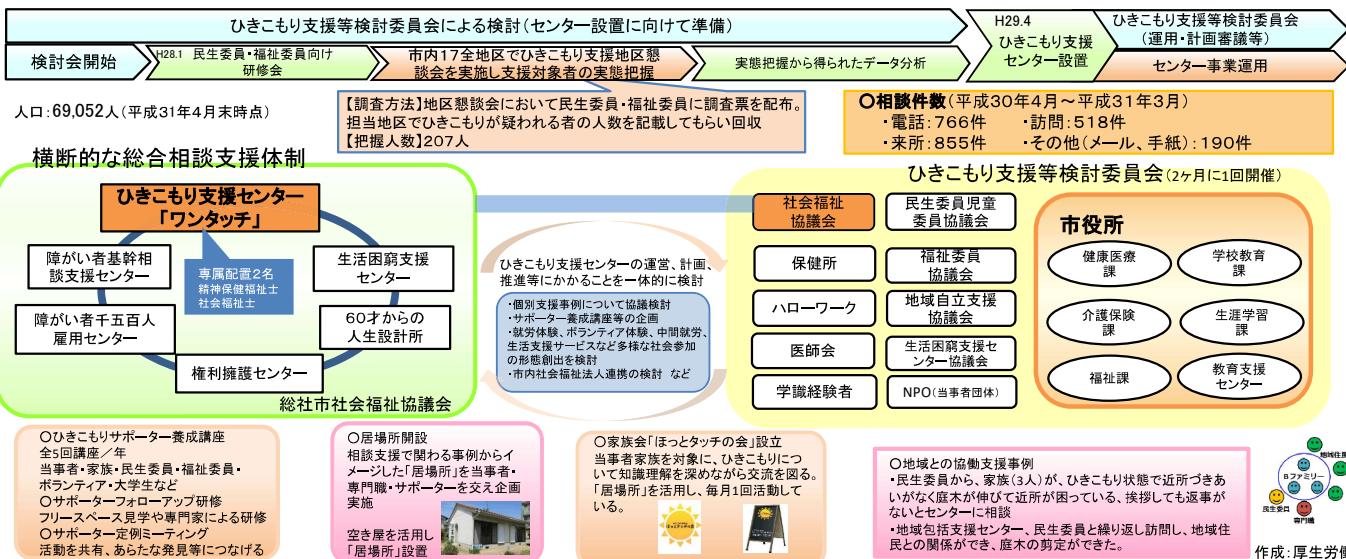


ひきこもり支援センター「ワンタッチ」設置と運用までのプロセス

H27. 8～H28. 9

H28. 10～H29. 3

H29. 4～

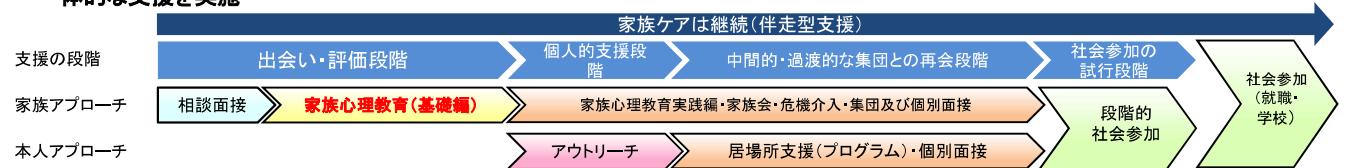


20

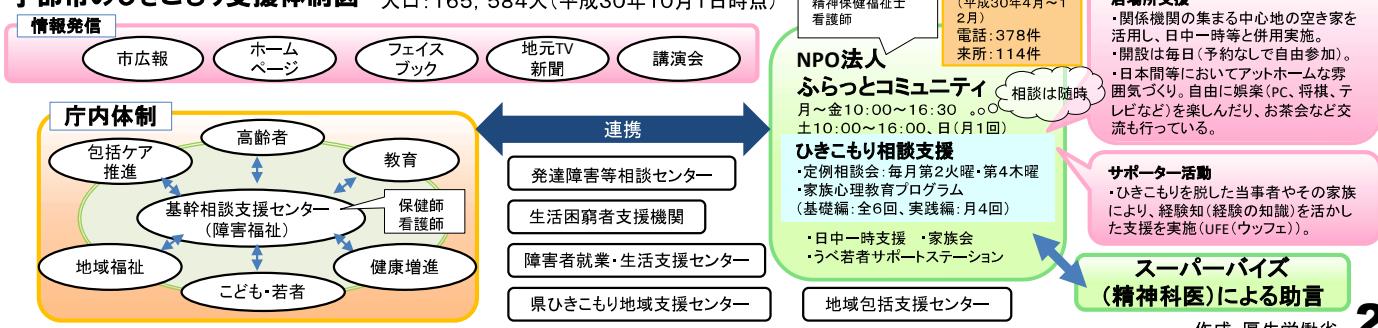
山口県宇部市

- 市直営の基幹相談支援センターとNPO法人ふらっとコミュニティを中心に相談に対応する他、相談支援機関と定例会議（月1回）を実施し、連携を密にしている。
- 当事者支援だけでなく家族支援を重視した独自の支援プログラムを実施（精神保健福祉士、看護師が相談に対応）。
- 市では、各担当部署における相談窓口及び福祉総合相談窓口においてあらゆる相談支援を受けるなか、ひきこもりに関する相談も受け付けており、市民に対し情報発信するとともに、周知を実施。
- 居場所支援は、スタッフが見守るなか、自由に来て過ごせる雰囲気づくりに心がけ、利用者同士の交流も実施。
- 県の研修を受講した専門職（精神科認定看護師、精神保健福祉士、看護師）がサポートに登録し、派遣（アウトリーチ支援会）されている。元当事者やその家族もサポートとして派遣・研修講師などを行っている。
- 平日昼間だけでなく、働く保護者向けの夜会や土曜、日曜の会というように、家族のニーズに合わせたグループでの相談会（家族心理教育実践編）を開催している。

一体的な支援を実施

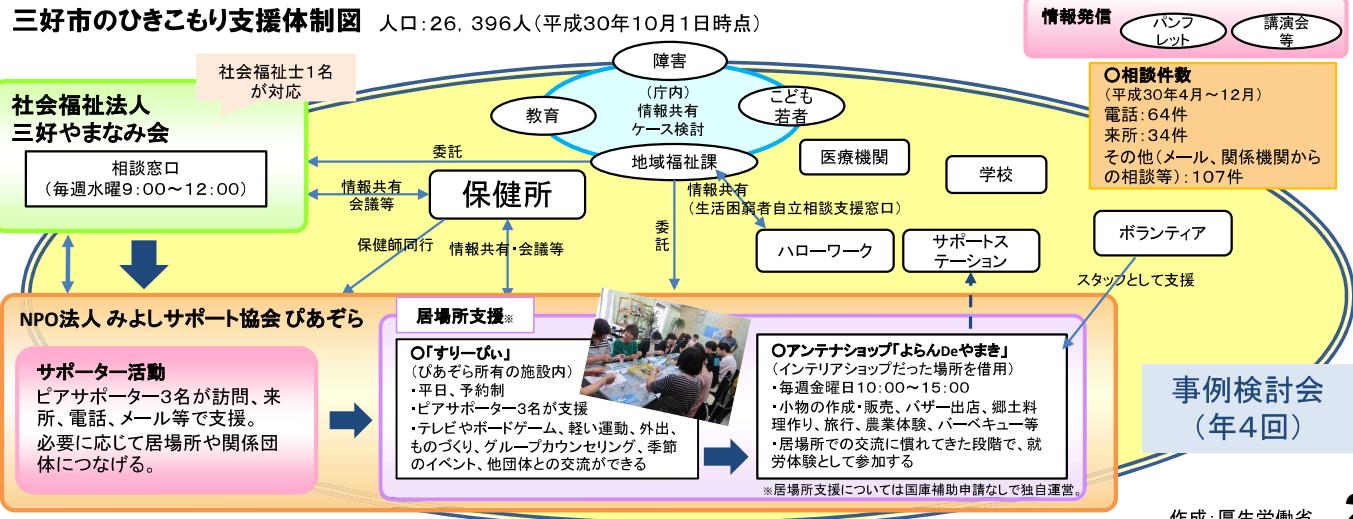


宇部市のひきこもり支援体制図 人口: 165,584人 (平成30年10月1日時点)



21

- 相談窓口については社会福祉法人三好やまなみ会、ソーター派遣についてはNPO法人みよしサポート協会ぴあぞらにそれぞれ委託。週1回の打ち合わせ会や月1回の運営会議により密に連携をとっている。保健所で相談を受けたケースがつながることも多い。
- 庁内では個別のケースごとに各課で随時情報共有を行っている。
- 行政各機関、委託先、関係機関（医療機関、学校、サポートステーション等）で事例検討会（年4回）を実施。
- 情報発信については、各団体にて作成したパンフレット等を市民へ配布。民生委員や医療機関、学校等の関係機関へ周知し、対象者の早期発見を促している。
- ソーター派遣では、県実施の養成研修を受講したピアソーター3名（専門職ではないがNPO団体での支援経験あり）が活動。訪問には保健師が同行することもあるが、基本的にはピアソーターの活動が中心となっている。
- ぴあぞらでは居場所支援も実施。予約制となっており、同じく3名のピアソーターが運営。「すりーびい」での活動に慣れてくると、就労体験としてアンテナショップ（週1回）に参加するなど社会参加の機会を増やしている。



22

1 ひきこもりとは

2 ひきこもり支援施策

3 就職氷河期世代活躍支援プラン (就職氷河期世代支援プログラム)

4 地域共生社会の実現に向けて

23

2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現

- 2040年を展望すると、高齢者の人口の伸びは落ち着き、現役世代（担い手）が急減する。
→「総就業者数の増加」とともに、「より少ない人手でも回る医療・福祉の現場を実現」することが必要。
- 今後、国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、以下の取組を進める。
 - ①多様な就労・社会参加の環境整備、②健康寿命の延伸、③医療・福祉サービスの改革による生産性の向上
 - ④給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保
- また、社会保障の枠内で考えるだけでなく、農業、金融、住宅、健康な食事、創薬にもウイングを拡げ、関連する政策領域との連携の中で新たな展開を図っていく。

2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指す。

<<現役世代の人口の急減という新たな局面に対応した政策課題>>

多様な就労・社会参加

- 【雇用・年金制度改革等】**
- 70歳までの就業機会の確保
 - 就職氷河期世代の方々の活躍の場を更に広げるための支援
(厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン)
 - 中途採用の拡大、副業・兼業の促進
 - 地域共生・地域の支え合い
 - 人生100年時代に向けた年金制度改革

健康寿命の延伸

- 【健康寿命延伸プラン】**
⇒2040年までに、健康寿命を男女ともに3年以上延伸し、75歳以上に
- ①健康無関心層へのアプローチの強化、
②地域・保険者間の格差の解消により、
以下の3分野を中心に、取組を推進
 - ・次世代を含めたすべての人の健やかなか生活習慣形成等
 - ・疾病予防・重症化予防
 - ・介護予防・フレイル対策、認知症予防

医療・福祉サービス改革

- 【医療・福祉サービス改革プラン】**
⇒2040年時点で、単位時間当たりのサービス提供を5%（医師は7%）以上改善
- 以下の4つのアプローチにより、取組を推進
 - ・ロボット・AI・ICT等の実用化推進、データヘルス改革
 - ・タスクシフティングを担う人材の育成、シニア人材の活用推進
 - ・組織マネジメント改革
 - ・経営の大規模化・協働化

<<引き続き取り組む政策課題>>

給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

24

多様な就労・社会参加

- 現役世代人口の急減など人口減少が進む一方、高齢者の「若返り」が見られる中、より多くの人が意欲や能力に応じ社会の担い手としてより長く活躍できるよう、
 - ①「一人ひとりの意思や能力、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択可能とする社会」
 - ②「地域に生きる一人一人が尊重され、多様な就労・社会参加の機会を得ながら、縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともにつくる地域共生社会」の実現に向けた環境整備を進める。
- あわせて、エイジフリー社会への変化を踏まえて、人生100年時代に向けた年金制度改革に取り組む。

<<政策課題毎の主な取組>>

70歳までの就業機会の確保

- ◆ 様々な就業や社会参加の形態も含め、70歳までの就業機会を確保する制度の創設
- ◆ 高齢者の活躍を促進する環境整備（労働市場の整備、企業、労働者、地域の取組への支援）

就職氷河期世代の方々の活躍の場を更に広げるための支援

- ◆ 地域ごとの支援のためのプラットフォームの形成・活用
- ◆ 就職氷河期世代、一人ひとりにつながる積極的な広報
- ◆ 対象者（不安定な就労状態にある方、長期にわたり無業の状態にある方、社会参加に向けて支援を必要とする方）の個別の状況に応じたきめ細やかな各種事業の展開

副業・兼業の促進

- ◆ ガイドライン等による、原則として労働者は副業・兼業を行うことが可能である旨の周知
- ◆ 健康確保の充実と労働時間管理の在り方について検討
- ◆ 労災保険給付の在り方、雇用保険及び社会保険上の取扱いの在り方について引き続き検討

中途採用の拡大

- ◆ 個々の大企業における中途採用比率の情報公開
- ◆ 「中途採用・経験者採用協議会」の知見を活用した企業への働きかけ強化
- ◆ ハローワークにおける求職者の状況に応じたマッチング支援の充実
- ◆ 職業情報提供サイト（日本版O-NET）（仮称）の2020年中の運用開始
- ◆ 中途採用等支援助成金の見直し

地域共生・地域の支え合い

- ◆ 世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、新たな制度の創設を含め、包括的な支援体制の構築に向けた方策を検討
- ◆ 地域住民をはじめ多様な主体がつながり、活動する地域共生の取組の促進
- ◆ 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進

人生100年時代に向けた年金制度改革

- ◆ 多様な就労を年金制度に取り込む被用者保険の適用拡大
- ◆ 就労期の長期化による年金水準の充実

（就労・制度加入と年金受給の時期や組合せの選択肢の拡大、就労に中立的かつ公平性にも留意した在職老齢年金制度等の見直し、私的年金の加入可能年齢等の見直し）

25

就職氷河期世代の方々の活躍の場を更に広げるために

- 就職氷河期世代（※）の方々への支援として、今後政府でとりまとめる3年間の集中プログラムに沿って、厚生労働省においては、「**厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン**」に基づき、各種施策を積極的に展開していく。

（取組の基本的な方針）

- ▶ 地域ごとのプラットフォームにおいて支援対象者の状況を把握し、地域一体となった取組を推進
- ▶ 民間の活力を最大限に活用し、取組の成果を最大化
- ▶ 支援が必要なすべての方に対し、個別の状況に応じたきめ細やかな支援が届く体制を構築

※ 概ね1993（平成5）年～2004（平成16）年に学校卒業期を迎えた世代を指す。2019年4月現在、大卒で概ね37～48歳、高卒で概ね33歳～44歳に至る。

就職・正社員化の実現

多様な社会参加の実現

I 主な支援対象

- ◆ 不安定な就労状態にある方（不本意ながら非正規雇用で働く方）（約50万人程度（35～44歳））
- ◆ 長期にわたり無業の状態にある方（就業希望はあるが、「希望する仕事がありそうにない」などの理由で、就職活動に至っていない方等）
- ◆ 社会とのつながりをつくり、社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方（ひきこもりの方など）

II 主な取組の方向性

- ▶ 地域ごとのプラットフォームの形成・活用
 - 都道府県レベルのプラットフォーム（経済団体、労働局等）により各界一体となった取組を推進
 - 市町村レベルのプラットフォーム（自立相談支援機関、地域若者サポートステーション、ハローワーク、経済団体、ひきこもり地域支援センター、ひきこもり家族会等）により、地域資源、ニーズの把握、適切な支援へつなぐ等の取組を推進
- ▶ 就職氷河期世代、一人ひとりにつがなる積極的な広報
- ▶ 対象者の個別の状況に応じたきめ細やかな各種事業の展開（関連施策：短時間労働者等への社会保険の適用拡大）

◆ 不安定な就労状態にある方

- ▶ 民間事業者のノウハウを活かした正社員就職につなげる成果連動型事業
- ▶ ハローワークに専門窓口を設置、担当者によるチーム支援を実施
- ▶ 短期間で取得でき、安定就労に有効な資格等の習得を支援
- ▶ 働きながらでも無料で受講可能な訓練の提供
- ▶ 助成金等による企業の取組支援

◆ 長期にわたり無業の状態にある方

- ▶ 地域若者サポートステーションにおいて以下の取組を実施
 - ① 生活困窮者自立支援とのワンストップ支援
 - ② 地域レベルでの潜在的要支援者把握のためのアウトリーチ展開
 - ③ 全国レベルでの一元的案内・相談機能の整備

◆ 社会参加に向けた支援を必要とする方

- ▶ 身近な地域レベルでの周知・広報のための環境整備
- ▶ 生活困窮者自立相談支援事業及び就労準備支援事業の強化
- ▶ 中高年者へのひきこもり支援充実
- ▶ 8050等の複合課題に対応できる包括的支援や居場所を含む多様な地域活動の推進

26

就職氷河期世代支援プログラム（3年間の集中支援プログラム）の概要

基本認識

< 政府挙げての本格的支援プログラム >

骨太方針2019（令和元年6月21日閣議決定）においてとりまとめ

いわゆる就職氷河期世代は、現在、30代半ばから40代半ばに至っている。雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、希望する就職ができず、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している者がいる。

（全ての世代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できる環境整備を進める中で）

- ▶ 就職氷河期世代が抱える固有の課題（希望する就業とのギャップ、実社会での経験不足等）や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援により、同世代の活躍の場を更に広げられるよう、地域ごとに対象者を把握した上で、具体的な数値目標を立てて3年間で集中的に取り組む。
- ▶ 支援対象としては、正規雇用を希望しながら不本意に非正規雇用で働く者（少なくとも50万人）、就業を希望しながら様々な事情により求職活動をしていない長期無業者、社会とのつながりを作り、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者など、100万人程度と見込む。3年間の取組により、現状よりも良い効果、そもそも働くことや社会参加を促す中で、同世代の正規雇用者については、30万人増やすことを目指す。
- ▶ 社会との新たなつながりを作り、本人に合った形での社会参加も支援するため、社会参加支援が先進的な地域の取組の横展開を図っていく。個々人の状況によっては、息の長い継続的な支援を行う必要があることに留意しながら、まずは、本プログラムの期間内に、各都道府県等において、支援対象者が存在する基礎自治体の協力を得て、対象者の実態やニーズを明らかにし、必要な人に支援が届く体制を構築することを目指す。

施策の方向性

《相談、教育訓練から就職まで切れ目のない支援》

○きめ細かな伴走支援型の就職相談体制の確立

- ・支援対象者が相談窓口を利用する流れづくり
- ・ハローワークに専門窓口を設置、専門担当者のチーム制によるきめ細かな伴走型支援
- ・地方自治体の無料職業紹介事業を活用したマッチングの仕組みを横展開
- 受けやすく、即効性のあるリカレント教育の確立
 - ・仕事や子育て等を続けながら受講でき、正規雇用化に有効な資格取得等に資するプログラム、短期間での資格取得と職場実習等を組み合わせた「出口一体型」のプログラム、人手不足業種等の企業等のニーズを踏まえた実践的な人材育成プログラム等の整備
 - ・「出口一体型」のプログラムや民間ノウハウを活用した教育訓練・職場実習を職業訓練受講給付金の給付対象とし、受講を支援

○採用企業側の受け入れ機会の増加につながる環境整備

- ・採用選考を兼ねた「社会人インダーンシップ」の推進
- ・各種助成金の見直し等による企業のインセンティブ強化
- ・採用企業や活躍する個人、農業分野などにおける中間就労の場の提供等を行う中間支援の好事例の横展開

★民間ノウハウの活用

- ・就職相談、教育訓練・職場実習、採用・定着の全段階について、専門ノウハウを有する民間事業者に対し、成果連動型の業務委託を行い、ハローワーク等による取組と車の両輪で、必要な財源を確保し、取組を加速

《個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援》

○アウトリーチの展開

- ・潜在的な対象者に丁寧な働きかけ、支援情報を手元に届け、本人・家族の状況に合わせた息の長い継続的な伴走支援を行うため、地域若者サポートステーションや生活困窮者相談支援機関のアウトリーチ機能の強化、関係機関の連携促進

○支援の輪の拡大

- ・断らない相談支援など複合課題に対応できる包括支援や多様な地域活動の促進、ひきこもり経験者の参画やNPOの活用を通じた、当事者に寄り添った支援

※以上の施策に併せて、

- ・地方への人の流れをつくり、地方における雇用機会の創出を促す施策の積極的活用促進
- ・官民協働スキームとして関係者で構成するプラットフォームを形成・活用し、就職氷河期世代等の支援に社会全体で取り組む気運を醸成、一人ひとりにつながる戦略的な広報の展開
- ・被用者保険（年金・医療）の適用拡大
- ・速やかに、実効ある施策の実施に必要な体制を内閣官房に整備し、定期的に施策の進捗状況を確認し、加速する。

27

基本的考え方

- 就職氷河期世代の中には、就労や社会参加に向けた支援を行う上で、配慮すべき様々な事情を抱える方がおられ、生活の基盤を置く地域の実情もまた多様である。
- このため、地域の創意工夫を活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、一人でも多くの方に積極的に届けていかなければならない。
- 「就職氷河期世代支援プログラム」では、現状より良い待遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、就職氷河期世代の正規雇用者については、30万人増やすことを目指し、今後3年間を集中的に取り組むべき期間と定めている。他方、就職氷河期世代の方々はそれぞれに事情が多様であり、長く支援していく必要がある場合も十分に想定される。
- 本行動計画の実行に必要な予算については、集中的な取組期間である3年間、安定的に確保する。
特に、**相談・支援機関の強化・連携や本人に対する支援策については、大幅に新設・拡充**するとともに、**地域における先進的・積極的な取組への支援**を含め、関係者が安心して取り組めるよう、**令和元年度補正予算を含め、3年間で650億円を上回る財源を確保**。

相談、教育訓練から就職、定着まで切れ目のない支援

- きめ細やかな伴走支援型の就職相談・定着支援体制の確立
 - ハローワークに専門窓口を設置、担当者によるチーム支援の実施
 - 受けやすく、即効性のあるリカレント教育の確立（出口一体型）
 - (業界団体等と連携した即効性のある就職支援等)
 - 業界団体等による短期間での資格取得・正社員就職の支援
 - 観光業、自動車整備業、建設業、造船・船用工業、船員等への新規就業者の確保・育成
 - 農業、林業、漁業への新規就業者の確保・育成
 - 求職者支援訓練の訓練期間等の下限の緩和（キャリアアップ・就職に向けたリカレント教育等）
 - リカレント教育に関する大学・専修学校等の取組の支援
 - 社会人等を対象とする実践的能力開発プログラムの開発実証
 - 採用企業側の受入機会の増加につながる環境整備
 - トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の拡充
 - 特定求職者雇用開発助成金の拡充（就職氷河期世代安定雇用実現コースの創設）
 - 人材開発支援助成金の要件緩和
 - キャリアアップ助成金（正社員化コース）
 - 就職氷河期世代の不安定就労者・無業者を対象とした募集機会の拡大
 - 採用選考を兼ねた「社会人インターンシップ」の実施の推進
 - セキュリティ人材のキャリアアップ等の促進
 - 中小企業による多様な形態・人材からの人材の確保・活用に向けた支援
 - 障害者や生活困窮者向けの農業技術習得の研修等の支援
- 民間ノウハウの活用
 - 民間事業者のノウハウを生かした不安定就労者の就職・定着支援

個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援

- アウトリーチの展開
 - アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化
 - 本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化
 - 地域若者サポートステーションの支援対象の拡大、福祉機関等へのアウトリーチの強化
- 支援の輪の拡大
 - ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化
 - 本人の生きる力の回復や自己肯定感を育むための伴走型支援・家族支援及び居場所の充実等
 - ひきこもり支援に携わる人材の養成研修
 - 8050等の複合的な課題を抱える世帯への包括的な支援の推進、居場所を含む多様な地域活動の促進
 - ポスト青年期を過ぎようとしている者への対応に関する講習開催への支援等
 - 都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング
 - 就労準備支援事業等の広域の実施による実施体制の整備促進
 - 農業分野等との連携強化モデル事業の実施
 - 技能修得期間における生活福祉資金貸付の推進
 - 女性向け就労支援等を行う地方自治体の取組への支援等

その他の取組

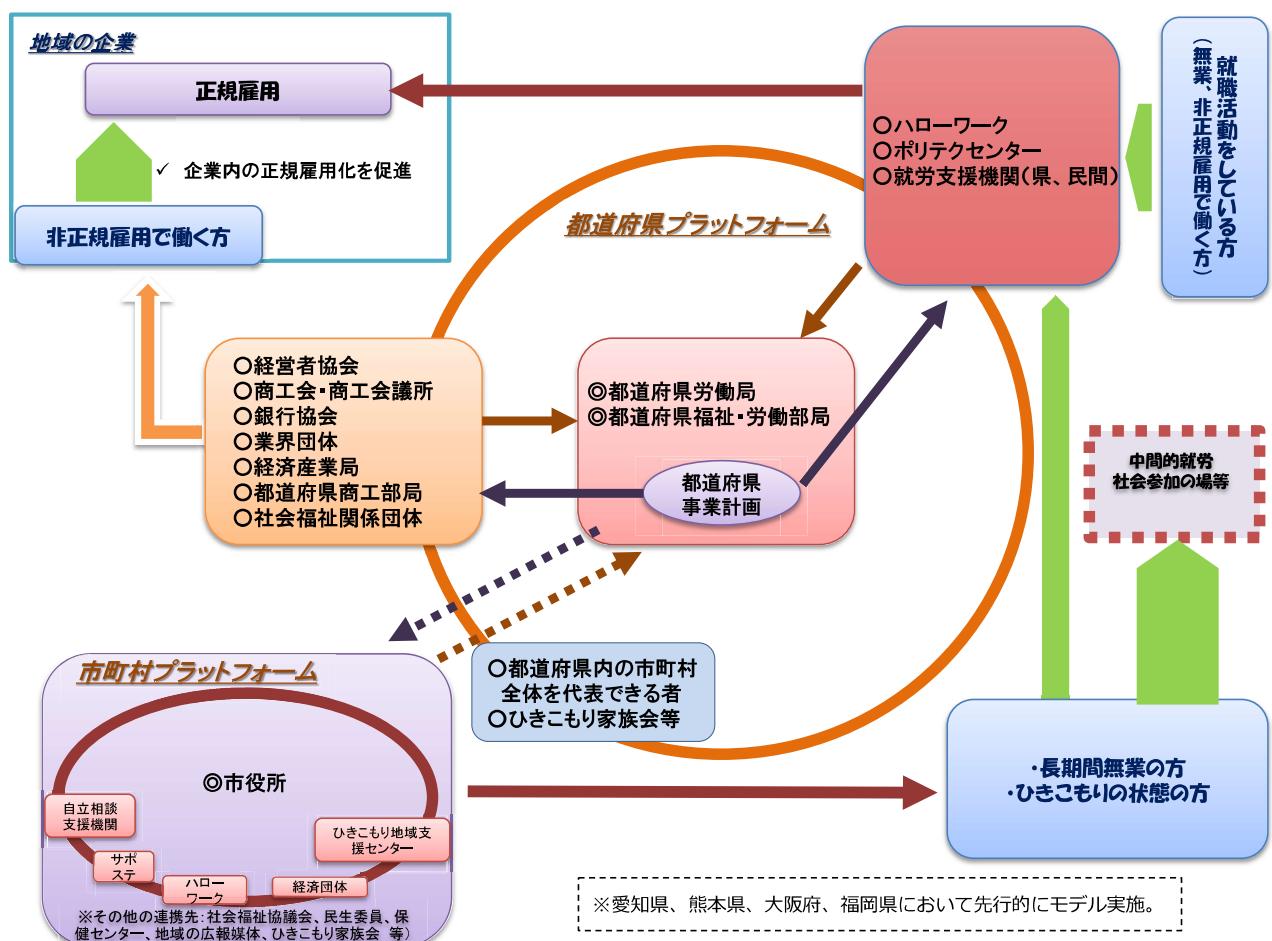
- 一人一人につながる戦略的な広報の展開
 - 就職氷河期世代等に関する積極的な広報の実施
- 地方への人の流れをつくり、地方における雇用機会の創出を促す施策
 - 社会人版ふるさとワーキングホリデーの推進等
- 国家公務員・地方公務員の中途採用の促進
 - 國家公務員の中途採用の促進
 - 地方公務員の中途採用の促進
- 労使の取組
 - 各団体の取組について、全国プラットフォームの場において共有

プラットフォームを核とした新たな連携の推進

- 関係者で構成する全国プラットフォーム、都道府県・市町村プラットフォームの開催
- 地域における就職氷河期世代の先進的・積極的な取組への支援
- ※ 毎年、全国プラットフォームにおいて、取組状況のフォローアップを実施。
各事業の実施に当たっては、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューとしていく必要があることにかんがみ、当事者をはじめとする関係者の声に耳を傾け、地域における施策の運用実態を把握しながら、不断の見直しを行いつつ、取組を進めていく。

28

都道府県・市町村プラットフォームによる支援のイメージ図



29

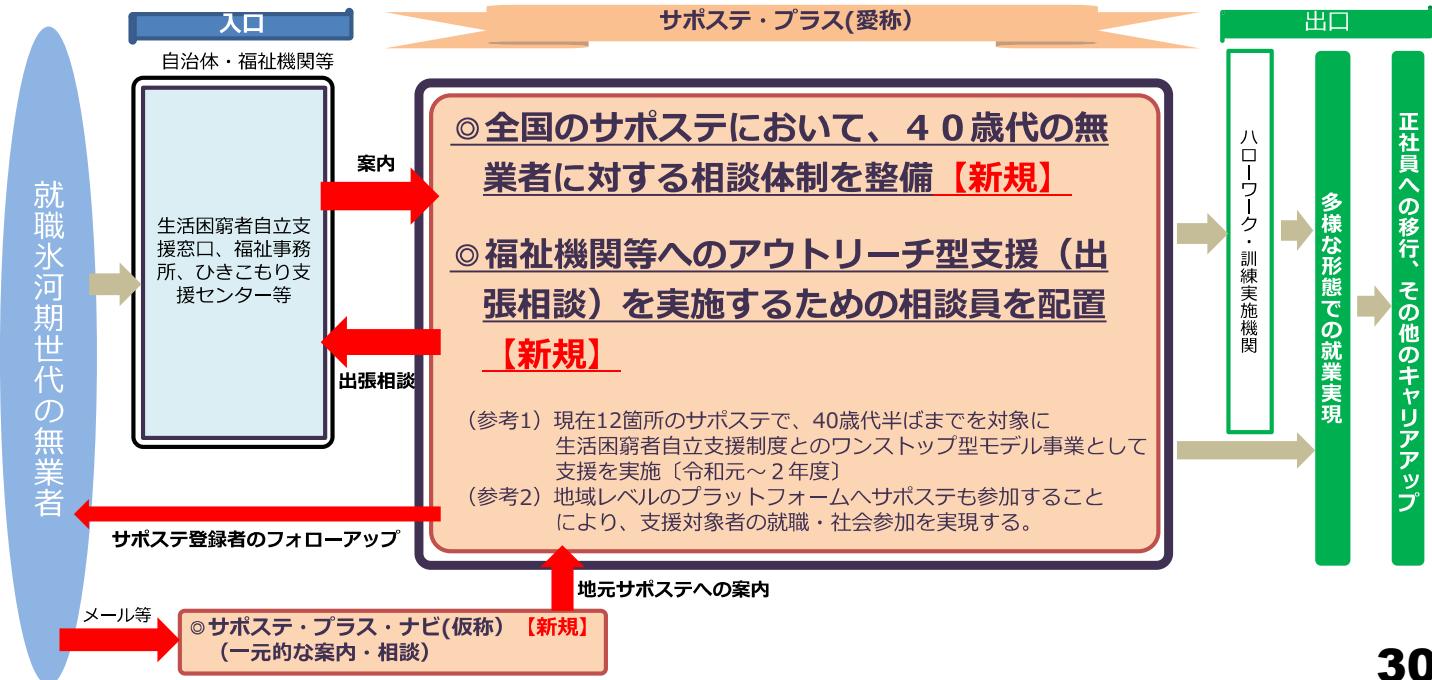
就職氷河期世代の無業者に対する地域若者サポートステーションの取組強化

これまで40歳未満の若年無業者等の職業的自立支援の拠点として実績を上げてきたサポステの知見・ノウハウを有効的に活用し、就職氷河期世代の支援体制を全国的に整備する。

○ 全国177箇所のサポステにおいて、支援対象を40歳代にまで拡大

○ 把握・働きかけのための福祉機関等へのアウトリーチ型支援（出張相談）の実施

【支援の流れ（イメージ）】



30

就職氷河期世代活躍支援プランを踏まえた令和2年度予算案・令和元年度補正予算案

- 支援プランでは、きめ細やかな事業展開として、①不安定な就労状態にある方、②長期にわたり無業状態にある方、③社会参加に向けた支援を必要とする方等への支援プログラムの展開を図ることとしている。
- このうち、社会参加実現に向けたプログラムに関して、令和2年度予算案及び令和元年度補正予算案において、以下の事業を盛り込んでいる。

情報のアウトリーチの推進

○ 本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化 0.1億円

ひきこもり支援施策や相談窓口の案内に加えて、支援施策を活用する意欲を喚起するため、支援機関等を通じて社会とのつながりを回復することができた好事例について、ひきこもり状態にある者やその家族への周知を図る。

より身近な場所での相談支援の実施

1 アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化 31.7億円

自立相談支援機関の窓口にアウトリーチ支援員（仮称）を配置し、ひきこもり地域支援センター・サポステ等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援等を実施。

2 ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化 11.5億円

ひきこもり地域支援センターに、医療、法律、心理、福祉、就労等の多職種から構成されるチームを設置し、自立相談支援機関に対する専門的なアドバイスや、当該支援機関と連携して、当事者への直接支援を行う。

3 ひきこもり支援に携わる人材の養成研修 1.2億円

自立相談支援機関の支援員向けにひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に関する研修等を実施し、より質の高い支援ができる人材の養成を行う。

社会参加の場の充実等

1 就労準備支援等の実施体制の整備促進 5.8億円

市同士の連携や都道府県の関与による広域実施の取組例を参考としたモデル実施を通して、就労準備支援等の実施体制の整備促進を行う。

2 就労支援機能強化事業 3.3億円+1.0億円

ひきこもり等就労に向けた一定の準備が必要な方等の状態像に合わせ、都道府県による広域での就労体験・就労訓練先の丁寧な開拓・マッチング等を推進する。また、農業分野等と福祉分野との連携を推進し、各都道府県単位で農業体験等の利用希望者と受入希望事業者を組み合わせる仕組みを、全国複数箇所でモデル的に実施する。

3 中高年の者に適した支援の充実 11.5億円※再掲

中高年のひきこもり状態にある者に適した支援の充実のため、以下の取組を実施。

①中高年の者が参加しやすくなるような居場所づくり ②就労に限らない多様な社会参加の場の確保 ③家族に対する相談や講習会等の開催 等

地域共生社会の実現 487.1億円の内数

○ 8050等の複合的な課題を抱える世帯への包括的な支援の推進、居場所を含む多様な地域活動を促進する。

○ 具体的には、世帯の複合的なニーズ等に対応できるよう、市町村の包括的な支援体制づくりを支援するモデル事業を推進する。（200→250自治体）

◆ 生活福祉資金の新しい貸付メニューの創設により、技能修得に向けた訓練期間中の生計を維持するための貸付を行う。（補正予算案12.4億円）

◆ ひきこもり支援施策の検討の前提となる調査研究に要する経費や広報経費について補助を行う。（補正予算案4.5億円）

31

本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化

令和2年度予算案：0.1億円

- ◇ 厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プランでは、「情報のアウトリーチ」として支援が必要な方の手元に必要な情報が届くよう、施策や相談窓口の周知・広報を地域レベルで推進し、そのための環境整備として広報素材の提供や自治体の好事例の展開を行うこととしている。
- ◇ 「情報のアウトリーチ」を行う際には、ひきこもり支援施策や相談窓口の案内に加えて、支援施策を活用する意欲を喚起するため、支援機関等を通じて社会とのつながりを回復することができた好事例について、ひきこもり状態にある者やその家族への周知を図る。

実施主体:国

アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化

令和2年度予算案：31.7億円

- ◇ 就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。
- ◇ 具体的には、以下の取組を実施する。
 - ・ 【相談支援に結びつけるための支援の強化】自立相談支援機関の機能強化（アウトリーチ等の充実）
 - ・ 【就労支援メニューの強化】都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等

実施主体:市等
補助率:10／10

自立相談支援の機能強化の概要

- ◆ 社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につなぐことや、支援につながった後の集中的な支援が求められるが、自立相談支援機関では十分なアウトリーチを実施するだけの人手が確保できていない実態がある。
- ◆ このため、自立相談支援の機能強化のためのアウトリーチ等を行うための経費について、財政支援の仕組みを新たに創設する。

事業内容

ア) アウトリーチの充実

- 自立相談支援機関において、アウトリーチ支援員を配置。
- アウトリーチ支援員は、ひきこもり地域支援センターやサポート等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチを主体に、ひきこもり状態にある方など、支援に時間のかかる方に対して、より丁寧な支援を実施する。
- 具体的には、アウトリーチの充実として、
 - ① 家族などから相談があったケースについて、自宅に伺い、本人に接触するなど、初期のつながりを確保
 - ② つながりが出来た後の信頼関係の構築、本人に同行した、関係機関への相談、就労支援といった、自立までの一貫した支援を実施等

イ) 相談へのアクセスの向上

- アウトリーチ支援員による土日祝日や時間外の相談の実施等、相談へのアクセスを向上する。

※ 本事業の実施期間は令和2～4年度とする。（なお、令和元年度における前倒し実施も可能とする。）

32

ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化

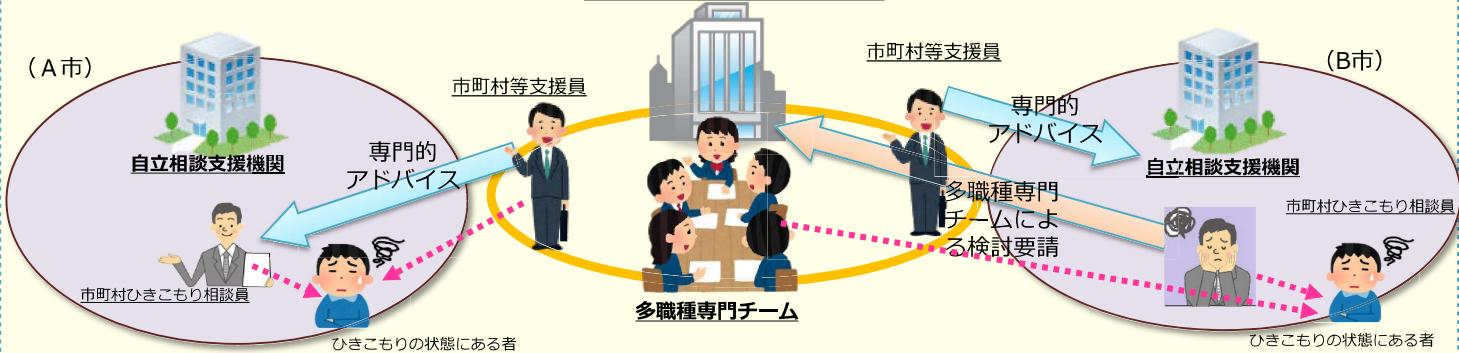
令和2年度予算案：11.5億円

- ◇ ひきこもりに関する相談窓口としては、都道府県、指定都市に設置されているひきこもり地域支援センター（県域）及び福祉事務所設置自治体の自立相談支援機関（市町村域）がある。
- ◇ しかし、ひきこもりに関する相談に対応する人材やノウハウが不足していると考える市町村は多く、身近な市町村域でのひきこもり支援を充実させるためには、このような市町村への支援が不可欠である。
- ◇ このため、現在、ひきこもり相談に関するノウハウを有するひきこもり地域支援センターの機能強化及び体制強化を図り、市町村の自立相談支援機関等の取組に対し、専門的観点から助言等を行う機能を強化する必要がある。
- ◇ 具体的には、より専門性の高い相談支援体制を構築するため、医療、法律、心理、福祉、就労支援等の多職種から構成されるチームのひきこもり地域支援センターへの設置を促進することにより、自立相談支援機関に対する専門的なアドバイスや、当該支援機関と連携して、当事者への直接支援を行う。

実施主体:都道府県・指定都市
補助率:1／2

事業イメージ

ひきこもり地域支援センター



ひきこもり支援に携わる人材の養成研修等

令和2年度予算案：1.2億円

- ◇ ひきこもり状態にある者への相談支援については、ひきこもり地域支援センターと生活困窮者自立相談支援機関等により行うこととしているが、生活困窮者自立相談支援機関の職員等がひきこもりに関する専門知識への理解を深め、専門性を高めるとともに、センターとの円滑な連携を図っていく必要がある。
- ◇ このため、生活困窮者自立支援制度人材養成研修において新たにテーマ別研修を設定し、8050問題などひきこもりの長期化が社会問題化している現状を踏まえ、ひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に係る研修等を実施する。

実施主体:国 33

就労準備支援事業等の実施体制の整備促進

令和2年度予算案：5.8億円

- ◇ 生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業等の任意事業については、市町村規模が小さいことにより庁内体制が脆弱であったり、地域に活用可能な資源がない等の理由により、実施率は一定割合にとどまっている。
- ◇ 一方、就職氷河期世代への支援の強化が課題となっている等、任意事業の実施率を高めることは更に重要性を増している。
- ◇ こうした中、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例を参考とし、こうした取組をモデル的に実施することで、任意事業の実施を推進する。

実施主体:市等
補助率:10／10

事業の概要等

実施形態

- 市同士の連携による広域実施（取組例：加西市等）
- 都道府県が関与した広域実施（取組例：熊本県、大阪府等）

モデル箇所数

- 30箇所程度

事業内容

- ア 自治体を超えた連携自治体内における広域支援の実施（広域実施の際の事業運営や費用按分に係るルール作りや調整等）
イ 委託先となる法人等の地域の社会資源の開拓
ウ 広域実施の主体自治体における、広域参加自治体の住民を対象とした支援

等

[参考] 任意事業を実施しない理由（平成30年度実施状況調査）

事業名	利用ニーズが不明	利用ニーズはあるものの少ないため事業化しきい	利用ニーズはあるものの自立相談支援事業で対応可能	ニーズがあり事業化したいが予算面で困難	その他
就労準備支援事業 (n=467)	34.3%	33.6%	16.5%	7.7%	7.9%
一時生活支援事業 (n=625)	54.9%	25.4%	6.4%	4.6%	8.6%
家計相談支援事業 (n=499)	21.0%	19.2%	39.3%	13.0%	7.4%
子どもの学習支援事業 (n=366)	48.4%	18.6%	1.1%	4.9%	27.0%

【備考】

本事業は、単に事業の実施率を高めるだけではなく、就労準備におけるメニューの充実や、自治体間での情報共有等の相乗効果といった、支援内容の充実も効果として見込まれる。

※ 本事業の実施期間は令和2～4年度とする。

34

就労支援の機能強化①(都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング)

令和2年度予算案：3.3億円

- ◇ 就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。
- ◇ 具体的には、以下の取組を実施する。
 - ・ 【相談支援に結びつけるための支援の強化】自立相談支援機関の機能強化（アウトリーチ等の充実）
 - ・ 【就労支援メニューの強化】都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等

実施主体:都道府県
補助率:10／10

事業の概要等

- ◆ 就労支援の充実のためには、就労体験や訓練を受け入れる企業の協力が不可欠であるが、自治体によっては支援員の余力がなく企業開拓まで積極的に取り組めていない実態がある。
- ◆ また、生活困窮者支援に理解が深く、積極的に受け入れる方針を示す企業については、市町村の枠を超えて情報共有を図り、より多くの利用者受入につなげることが支援の質の向上に資することから、広域での情報共有やマッチングを行うことが有効と考えられる。

事業内容

- 地域の社会福祉法人や社会貢献に尽力している企業等を中心に企業を訪問。特に就労に向け一定の準備が必要な長期間就労していない者（ひきこもりなど）や不安定就労を繰り返している者が利用可能な就労体験・就労訓練先を開拓し、対象者の状態像に合わせて丁寧な業務の切り出しを提案。
- 開拓した就労体験・就労訓練先の情報を県内自立相談支援窓口へ共有。窓口担当者向けに見学会を実施するとともに、利用を提案。併せて新たな就労体験等のニーズを把握。
- 円滑な利用が図られるよう就労体験先等の初回利用の際に同行。企業側との調整を実施。

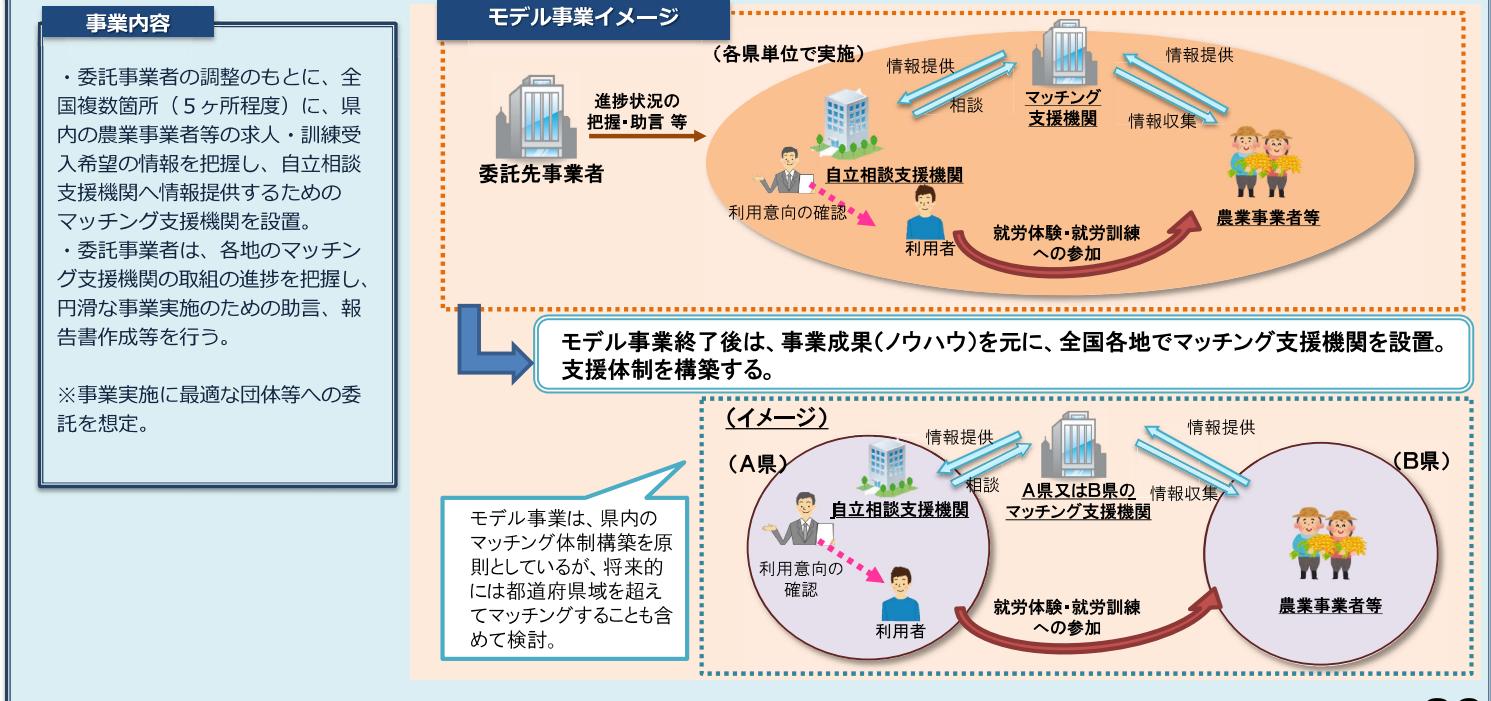
※ 本事業の実施期間は令和2～4年度とする。

※ 就労準備支援事業の利用期間は1年とされている一方、対象者の中には、ひきこもり状態にある者等、就労に向けた長期の支援が必要な者が存在することから、まずは多様な社会参加を支援する等の段階的な支援を必要とする場合には、例外的に1年を超えて利用できることを明確化する。（省令改正）

35

- ◆ 生活困窮者の就労支援において、農業体験等に参加することが、生活リズムを整えることやコミュニケーション能力の向上に有用であり、就労準備支援事業などで各自治体において取り組んでいるところであるが、体験先は各自治体で協力先を確保しているのが現状。
- ◆ 農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、効果的・効率的な就労支援を提供するため、各都道府県単位で農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、全国複数箇所でモデル的に実施する。

実施主体:国



36

地域におけるひきこもり支援の強化（中高年の者に適した支援の充実）

令和2年度予算案：11.5億円（再掲）

- ◇ ひきこもり支援においては、中高年も含め、ひきこもりの状態にある者の年齢にかかわらず支援を行ってきたが、中高年のひきこもりの状態にある者のニーズに応じた、きめ細かな支援が必要である。
- ◇ 例えば、中高年のひきこもり状態にある者は、就労が困難である者も一定程度存在するものと考えられ、就労に限らない多様な社会参加の場を確保する必要がある。
- また、ひきこもり状態にある者の最も身近な支援者はその家族であるが、本人との接し方についてのアドバイスを必要とする者など、中高年の者の家族への支援が必要とされている。
- ◇ このため、市町村等で実施するひきこもりサポート事業において、中高年の者に適した支援の充実を図るため、
市町村において、中高年のひきこもり状態にある者に適した居場所やボランティア活動の機会の提供を進めることにより、安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会を創造する。また、家族に対しても、ひきこもり状態にある者と良好な関係を構築できるよう相談会や講習会等の実施を促進する。
- (例)
 - 中高年の者が参加しやすくなるよう、年齢や性別、ひきこもり状態にある期間等に配慮した居場所づくり
 - ボランティア活動等の多様な社会参加の場の確保
 - 家族に対する、当事者である子との接し方や親子間の関係を良好なものとしていくためのノウハウを得られる場の提供や、親なき後も安心して暮らせるようなライフプラン作成のための講習

実施主体:都道府県、市町村
補助率:1/2

※ ひきこもり状態にある方にとって、「居場所」への参加は、社会参加への第一歩であり、特に重要なものです。このため、ひきこもりサポート事業を行う場合には、「居場所づくり」を必ず実施するものとする。

37

実施主体：市町村(200→250か所)
補助率：3/4断らない相談（地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保・多機関の協働による包括的支援）、参加支援、地域づくりの3つの機能を一体的に実施

住民に身近な団体

市町村域等

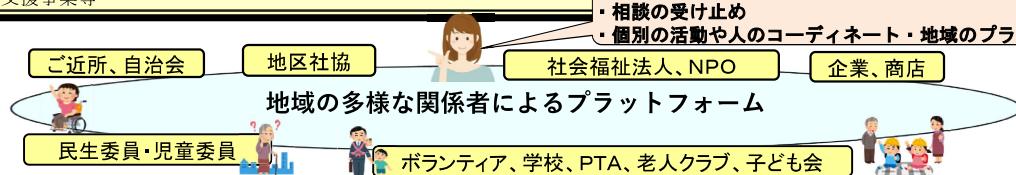
(1) 地域の様々な相談の受け止め・地域づくり

◆地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保

- 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、NPO法人等
- 地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業等

◆地域づくり（個別分野の地域づくり関連の事業と連携し実施）

- ※ 自治体内の関係部局や現行の事業受託団体間での協議・調整を行い、新たな事業計画を立てた上で事業を試行するといった立ち上げの事業
(取組例) 地域の多様な関係者によるプラットフォームの形成・運営

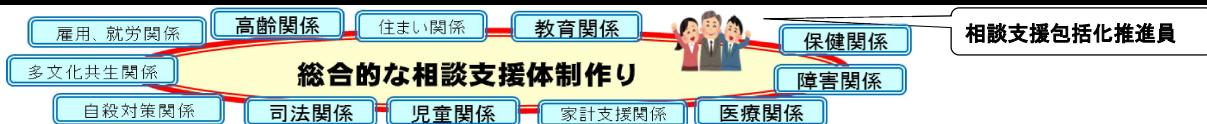
**(2) 多機関の協働による包括的支援・参加支援**

◆多機関の協働による包括的支援

- 複合化・複雑化した課題等に寄り添い的確に対応するため、各制度ごとの相談支援機関の総合的なコーディネート等を行う相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築

◆参加支援

- 相談の中で明らかとなった既存の支援制度ではカバーされないニーズに対し、就労支援、居住支援等を実施

**(3) 包括的支援体制への移行に係る調査事業**

- ・包括的支援体制への移行に向けた各市町村の状況に適した体制構築の検討

38

ひきこもりサポート事業の強化

【要旨】

令和元年度補正予算：4.5億円

- 市町村等におけるひきこもりサポート事業の一部について事業実施時期を前倒して、ひきこもり支援施策の検討の前提となる調査研究に要する経費や広報経費について補助を行い、ひきこもり支援の充実を図る。

【事業内容】

○調査研究

「就職氷河期世代支援プログラム」において「対象者の実態やニーズを明らかにし、その結果に基づき必要な方々に支援が届く体制を構築することを目指す」とされていることを踏まえ、市町村等が、施策の企画立案の前提となる、対象者の実態やニーズを明らかにするための調査研究を行うために必要な経費に対して補助を行う。

○広報

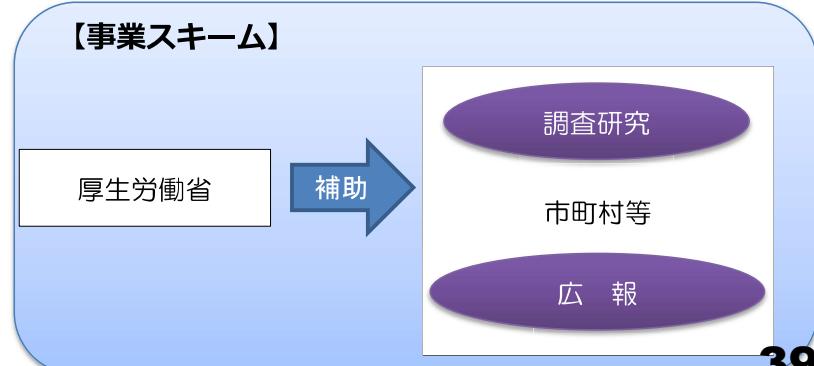
市町村等において、ひきこもり支援窓口の明確化をした上で、支援窓口の住民への周知を図るため、市町村がひきこもり支援施策の広報を行うために必要な経費に対して補助を行う。

【実施主体】

市町村等

【補助率】

定額（補助基準額500千円）



【所要額】

4. 5億円

39

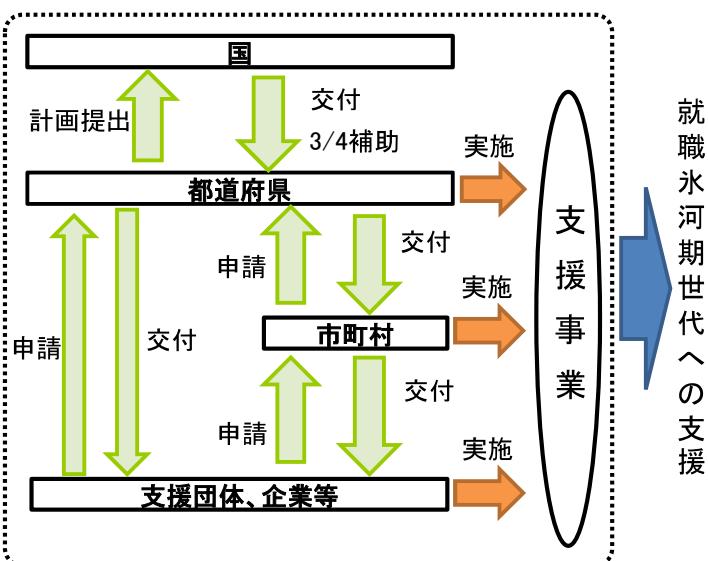
事業概要

- 就職氷河期世代支援においては、地方公共団体において、当該地域における就職氷河期世代の方々の実態やニーズを踏まえ、地域の経済団体、就労、福祉等の関係機関、当事者団体や支援団体等が連携しながら取組を進めることが重要。
- このため、先進的・積極的に就職氷河期世代への支援に取り組む自治体等を支援。優良事例を横展開。
- 都道府県等は国に対し、事前に実施計画を提出。その際、都道府県は市町村の事業をとりまとめて、計画を作成。

事業メニュー（例）

- 就職氷河期世代に特化した相談支援
(例)就労、生活、健康等、ワンストップで相談を受け、関係機関につなぐ。居場所併設、アウトーチ、夜間・土日の開設、SNSの活用等アクセスの向上を工夫等
- 就職氷河期世代に対する多様な働き方、社会参加の場の創出
(例)認定就労訓練事業所への支援等
- 就職氷河期に特化した地域の創意工夫を活かした就職説明会等の取組への支援
- 社会参加や就労に向けた活動のネックとなる経済的負担の軽減
(例)広域移動時の交通費の支給、地域活性化に資する就職を前提とした奨学金の返済支援等

事業スキーム（イメージ）



（注）交付先自治体が関係者の協力を得て本件事業を遂行可能な体制とすることが前提。

40

1 ひきこもりとは

2 ひきこもり支援施策

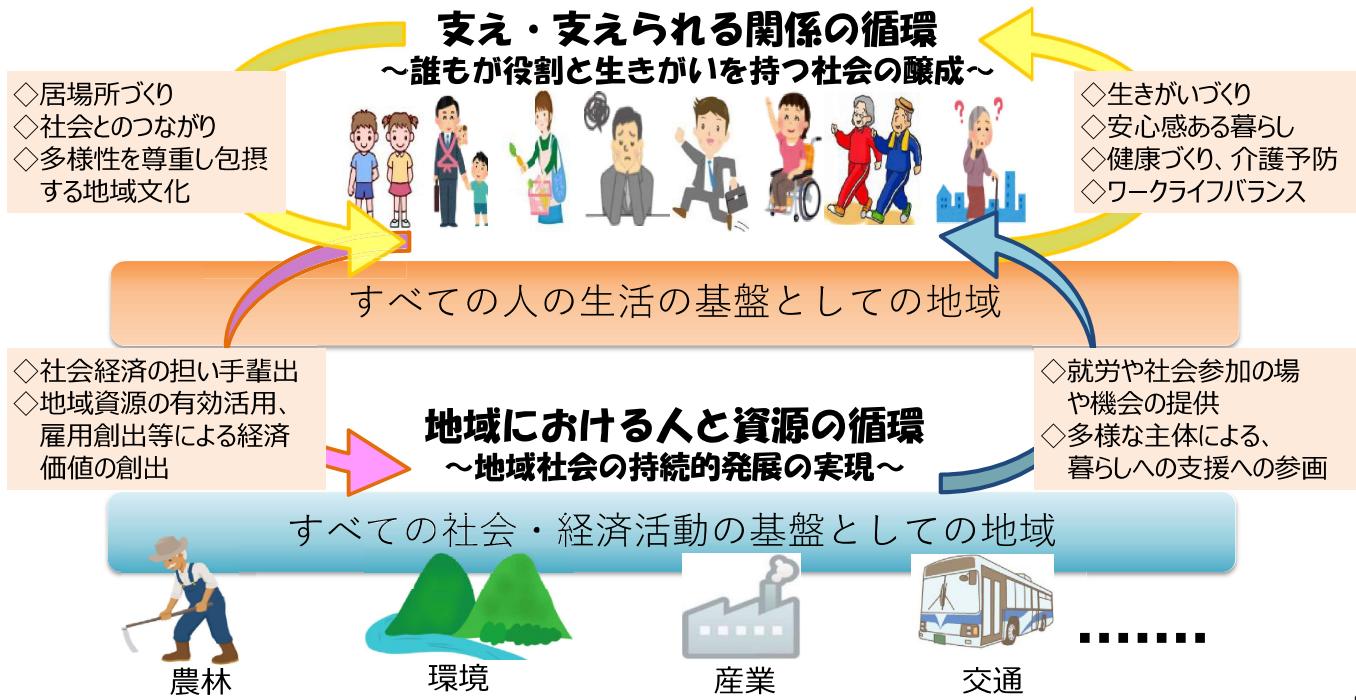
3 就職氷河期世代活躍支援プラン (就職氷河期世代支援プログラム)

4 地域共生社会の実現に向けて

41

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



42

改正社会福祉法の概要 (地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（＊）
 - 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制
- （＊）例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年（平成29年）6月2日公布。2018年（平成30年）4月1日施行。

43

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会

1 設置の趣旨

共同体の機能の一層の低下、人口減少による地域の持続への懸念などの近年の社会の変化や、地域の実践において生まれつつある新しい価値観の萌芽を踏まえ、今後の社会保障制度のあり方をどのように考えていくかという、中長期的な観点も念頭に置きつつ、当面の課題として、平成29年介護保険法等改正法の附則に規定される公布後3年（令和2年）の見直し規定に基づく、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討を進めるため、有識者による検討会を開催する。

2 主な検討項目

- ・次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備のあり方
- ・地域共生社会の実現に向け、中長期の視点から社会保障・生活支援において今後強化すべき機能 等

3 構成員（敬称略・五十音順）

朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センターがじゅまる センター長	田中 滋	埼玉県立大学 理事長
池田 洋光	高知県中土佐町長	知久 清志	埼玉県福祉部長
池田 昌弘	NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長	野澤 和弘	一般社団法人スローコミュニケーション 代表
大原 裕介	社会福祉法人ゆうゆう 理事長	原田 正樹	植草学園大学 客員教授
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長	平川 則男	日本福祉大学 副学長
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	堀田 晴子	日本労働組合総連合会 総合政策局長（第6回まで）
菊池 馨実	早稲田大学法学学術院 教授	本郷谷 健次	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科 教授
佐保 昌一	日本労働組合総連合会 総合政策推進局長（第7回から）	宮島 渡	千葉県松戸市長
助川 未枝保	船橋市三山・田喜野井地域包括支援センター センター長	◎ 宮本 太郎	全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 代表
立岡 学	一般社団法人パーソナルサポートセンター 業務執行常務理事	室田 信一	中央大学法学部 教授
		(◎：座長)	首都大学東京人文社会学部人間社会学科 准教授

4 審議スケジュール・開催状況

(第1回) 2019年5月16日（木）	地域共生社会に向けた検討の経緯・議論の状況について
(第2回) 2019年5月28日（火）	関係者からのヒアリング等
(第3回) 2019年6月13日（木）	包括的な支援について①
(第4回) 2019年7月5日（金）	包括的な支援について②
(第5回) 2019年7月16日（火）	中間とりまとめ案について
(第6回) 2019年10月15日（火）	新たな事業の枠組みについて・関係者からのヒアリング
(第7回) 2019年10月31日（木）	包括的支援体制の構築に向けた基本的な考え方・関係者からのヒアリング
(第8回) 2019年11月18日（月）	これまでの議論をふまえた整理
(第9回) 2019年12月10日（火）	最終とりまとめ案について

※ 本検討会は、社会・援護局長の下に置くこととし、庶務は地域福祉課において行う。

44

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 最終とりまとめ 概要

I 地域共生社会の理念

- 地域共生社会の理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる。

II 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化が求められている。
- 専門職による対人支援は、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが必要。
- 伴走型支援を実践する上では、専門職による伴走型支援と地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守りといった双方の視点を重視する必要があり、それによりセーフティネットが強化され、重層的なものとなっていく。

III 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

1 事業の枠組み等

- 地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべき。

断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
<ul style="list-style-type: none">○本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能②世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能③継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能※ ②及び③の機能を強化	<ul style="list-style-type: none">○本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援。○狭間のニーズに対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。（例）生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの者を受け入れる	<ul style="list-style-type: none">○地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援。①住民同士が出会い参加することできる場や居場所の確保に向けた支援②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能

- 対象は、本人・世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える全ての地域住民とすべき。
- 新たな事業の意義の一つは、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方等を共有するプロセス自体にあることから、任意事業とし、段階的実施とすべき。
- 新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や会議体の設置等は、市町村が裁量を發揮しやすい仕組みとする必要がある。
- 国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づく申請などにより、制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進する必要がある。

45

III 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方（続き）

2 市町村における包括的な支援体制の構築の際のプロセスと留意すべき点

- 市町村は地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析を行うとともに、地域住民や関係機関等と議論をし、域内における包括的な支援体制の整備について考え方等をまとめ、共通認識を持ちながら取組を進める。この際、新たな縦割りを生み出さないよう留意。
- 事業実施後も、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善していくことが必要。
- 市町村が、地域住民や関係機関等とともに考え方等を共有し、事業を推進するため、関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組みとすべき。

3 介護、障害、子ども、生活困窮等の各制度から拠出する際の基本的な考え方

- 介護、障害等の既存の各制度における基準額や補助率が異なることを踏まえ、事業費の積み上げ方や配分方法について検討を行う必要がある。その際、既存制度からの拠出は、合理的なルールに基づく機械的な方法による按分が必要、現在の取組を継続できるよう交付水準を保つべきといった意見を踏まえ、より詳細を検討すべき。
- 現行の各経費の性格の維持など国による財政保障にも十分配慮する観点から、シーリング上、現在義務的経費とされているものについては、引き続き義務的経費として整理できるような仕組みとすべき。

IV 市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤

1 人材の育成や確保

- 包括的支援に携わる専門職等の支援の質を担保するため、研修カリキュラムや教材等の整備の推進、研修の実施等、人材の育成・確保に向けた取組を進めることが重要。また、市町村においては、府内全体で包括的な支援体制について検討し、体制の構築を進める中で、福祉部門の職員だけではなく、職員全体に対して研修等を行う必要がある。事業開始後も、人材を組織的に育成しつつ、チームで対応していくことが求められる。

2 地域福祉計画等

- 新たな事業については、地域福祉計画の記載事項とすべき。計画の策定過程を通じて、市町村が、住民や関係者・関係機関との意見交換等を重ね、包括的な支援の考え方や新たな事業に関する共通認識を醸成することが重要。都道府県においても、地域福祉支援計画の記載事項とすべき。

3 会議体

- 多職種による連携や多機関の協働が重要な基盤となるため、情報共有や協議を行う場（会議体）の機能が重要。既存の属性別の制度等による会議体があることに十分に留意して、これらを有効活用し、市町村の職員も参画した上で、個別事例の検討等を行うことが望ましい。

4 都道府県及び国の役割

- 都道府県は、市町村における包括的な支援体制の構築の取組の支援、広域での人材育成やネットワークづくり、広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応などの役割を担うことが考えられる。
- 国はSNS等も活用しつつ、都道府県域を越える相談事業を進めるほか、市町村等に対して、標準的な研修カリキュラムや教材等の整備、都道府県と連携した人材育成の推進、未実施自治体やその関係者の機運醸成のためのシンポジウム等の開催、職員を個別に市町村への派遣、事例の分析や共有といった支援を進めることができる。

46

（参考）3つの支援について

	断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
内容	本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援	本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援	地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援
スキーム	<p>〔具体的な機能〕</p> <p>①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能（相談を受け止める機能）</p> <p>②世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能（多機関協働の中核の機能）</p> <p>③継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能（継続的につながる機能）</p> <p>※ ②及び③の機能を強化</p> <p>〔域内全体で備えるべき体制〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の相談支援機能も活用しながら、域内全体で属性や課題が明確でない相談も含め対応できる体制とすること 上記の①から③までの機能を有すること 相談支援へのアクセスを住民にとって容易とするための措置（例えば、住民の身近な生活圏において相談支援を行なう場を明示するなど）を講じること 	<p>○個別性が高まり生じている狭間のニーズにも対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充（※）していく取組を中心に位置付け、既存人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。</p> <p>（※）活用方法の拡充の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態ない世帯のひきこもりの者を受け入れる ・個人商店を中間的就労の場として、対人コミュニケーションが苦手な者を受け入れ、就労・社会参加に向けた支援を行う ・地域の空き家を使って、地域のボランティアが勉強を教える場所をつくり、学校とも連携しつつ、不登校の生徒に参加を働きかけ、支援を行う 	<p>〔具体的な機能〕</p> <p>①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援（場や居場所の確保支援）</p> <p>②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能（地域づくりのコーディネート機能）</p> <p>※地域づくりのコーディネート機能は、「個別の活動や人のコーディネート」と「地域のプラットフォーム」の2つの機能を確保。</p>
圏域、人員配置等	<p>○市町村において、既存施設・機関の分布など地域の実情を踏まえ、個々の施設・機関が担う役割を含め、圏域についても検討。</p> <p>○人員配置は、それぞれの機関が担う機能や配置状況等を踏まえ、市町村において検討。これまで各機関が地域で果たしてきた役割が継続的に担えるようにすることが重要。</p>	○市町村がそれぞれの地域資源を最大限活用して、構築することができるような設計とすべき。	<p>○住民に身近な圏域と住民に身近な圏域よりも大きな範囲（市町村等）の重層的な視点が必要。</p> <p>○人員配置は、それぞれの機関が担う機能や配置状況等を踏まえ、市町村において検討。これまで各機関が地域で果たしてきた役割が継続的に担えるようにすることが重要。</p>
財政支援	<p>○以下の機能の確保に必要な経費について一括して交付することを検討すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・属性毎の相談支援の機能 ・多機関協働の中核の機能 ・継続的につながる機能 	<p>○既存の地域資源に対して活用方法の拡充を働きかけるなど、地域資源と支援対象者との間を取り持つ機能に必要な経費に対し、国として財政支援を行うことを検討すべき。</p> <p>○拡充に要する費用負担についても、既存の制度での対応が困難な場合については、参加支援の機能の一部として補助できるようにすべき。</p>	<p>○市町村内の支援体制として、場や居場所の確保支援及び地域づくりのコーディネート機能の確保に必要な経費に対し一括して交付することを検討すべきである。</p>
その他	○特定の相談機関や窓口が全てを丸抱えるのではなく、適切に多機関協働を進め、市町村全体でチームによる支援を行なうもの。	○既に社会参加に向けた支援を担っている既存制度による支援と十分連携しながら行なうことが必要。	○地域づくりにおいては、福祉の領域を超えて、地域全体を俯瞰する視点が不可欠であり、まちづくり・地域産業など他の分野の可能性も広げる連携・協働を強化することが必要。

※ 3つの支援を一体的に行なうことによって、本人と支援者や地域住民との継続的な関係性を築くことが可能となり、これらの関係性が一人ひとりの自律的な生を支えるセーフティネットとなる。

47

日本社会や国民生活の変化(前提の共有)

日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。
- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
- その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化(社会的孤立、ダブルケア・いわゆる8050)している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮している。

〈共同体機能の脆弱化〉

- 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化

〈人口減による担い手の不足〉

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれている
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

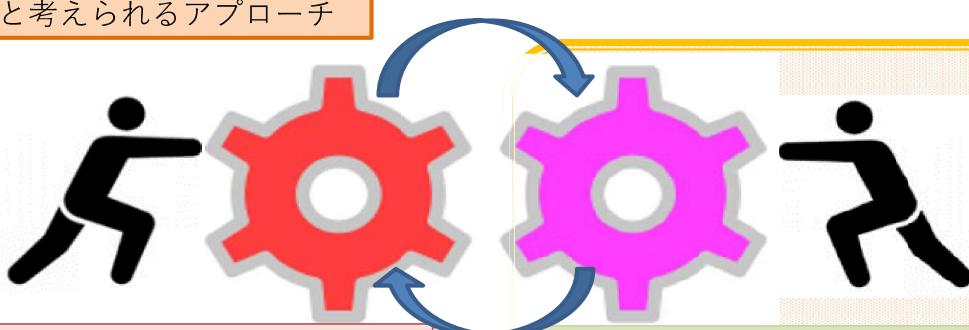
◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすい環境を整える新たなアプローチが求められている。

48

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

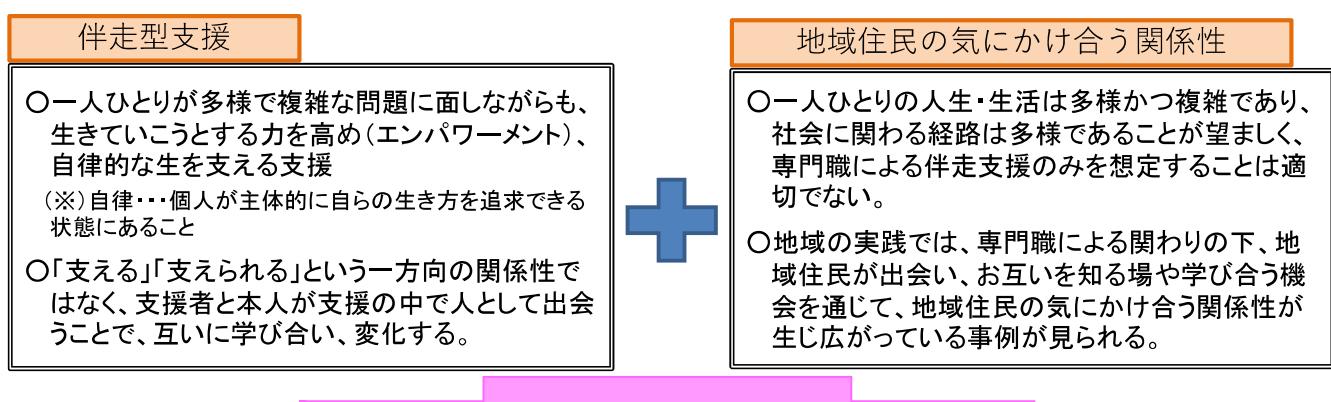
共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせていくことが必要。

49

伴走型支援と地域住民の気にかけ合う関係性によるセーフティネットの構築



セーフティネットの構築に当たっての視点

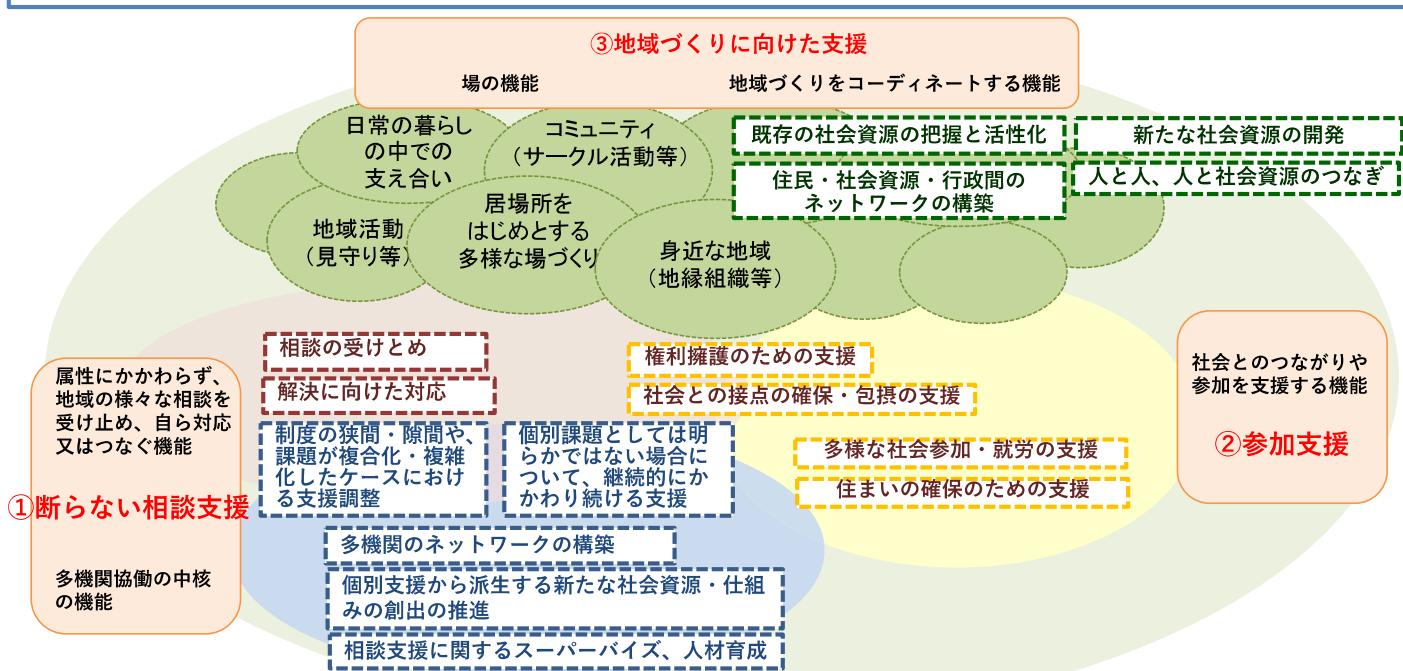
- 人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
 - 地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中での支え合いや緩やかな見守りが生まれる
 - 専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摶が実現される
- これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくするための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摶の観点が重要。

50

新たな包括的な支援の機能等について

令和元年12月26日
地域共生社会推進検討会
最終とりまとめ（概要）資料

- 市町村がそれぞれの実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
 - 断らない相談支援
 - 参加支援（社会とのつながりや参加の支援）
 - 地域づくりに向けた支援
- 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



51

新たな事業の枠組み

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①「断らない相談支援」、②参加支援と③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する新たな事業を創設
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 新たな事業の実施に要する費用に係る市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設
- 国の補助については、新たな事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進

【新たな事業の内容(①~③を一体的に実施)】

①断らない相談支援

- 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、断らない相談支援の実施

②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)

- 「断らない相談支援」と一体的に行う、就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向けた支援の実施

③地域づくりに向けた支援

- 地域において多様なつながりが育つことを支援するために、
 ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援
 ②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能を合わせた事業を実施

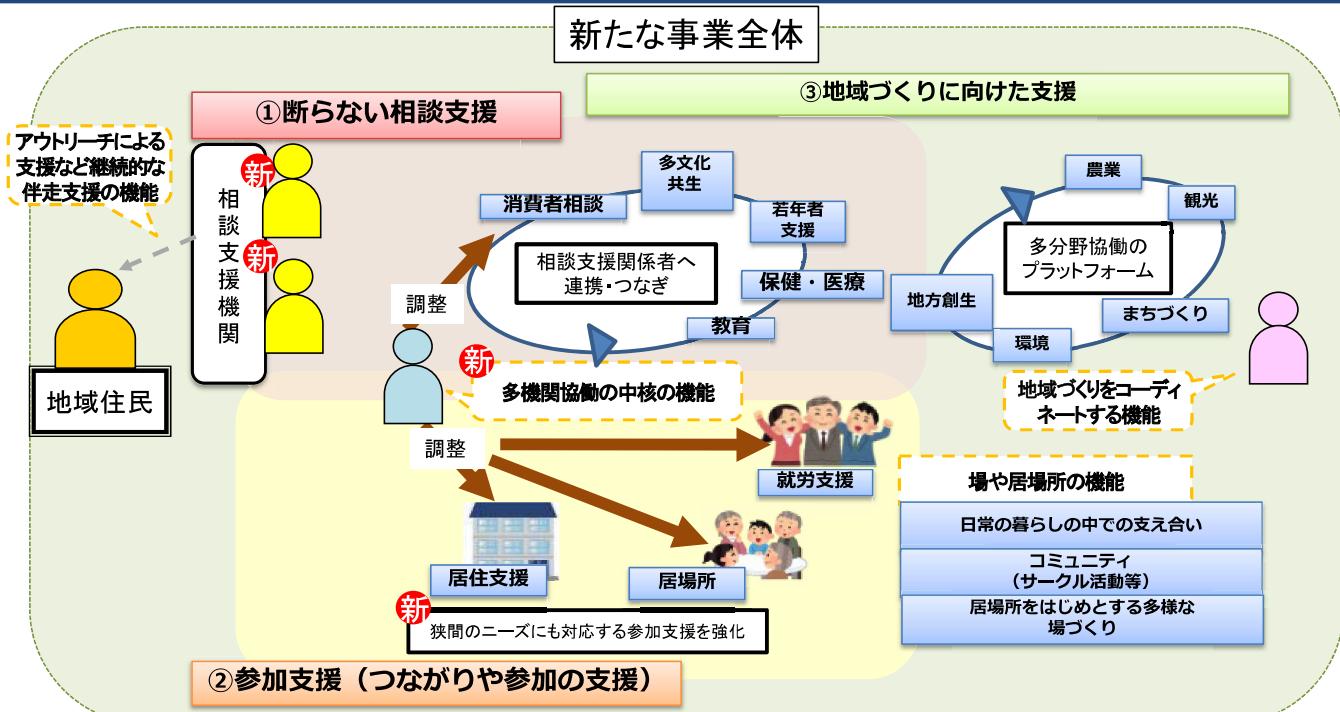
(市町村が取組を進めるに当たって留意すべき点)

- 市町村は、地域住民や関係機関等と共に、地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析を行うことが必要である。それらを前提としつつ、地域住民や関係機関等と議論をしながら、包括的な支援体制の整備について考え方等をまとめ、共通認識を持ちながら取組を進める。
 - 特に、地域づくりに向けた支援については、既存の地域のつながりや支え合う関係性を十分理解した上で、地域住民の主体性を中心に置き、活動を応援することを基本とする。
 - 事業実施後も、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善していく必要がある。評価に際しては、例えば、包括的な支援が円滑に提供されているか、一つの相談機関等に過剰な負担が生じていないか、既存の事業の推進を妨げていないか、一体的になされた財政支援が適切に配分されているかなど、幅広い観点について議論を行う。
- ※市町村がこのようなプロセスを適切に経て、地域住民や関係機関等とともに考え方等を共有し、事業を推進するためには、幅広い関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組みとすべきである。

52

新たな事業について(イメージ)

- 新たな事業を実施する市町村は、地域住民や関係機関等と議論しながら、管轄域内全体で断らない包括的な支援体制を整備する方策を検討する。
- 断らない相談支援の機能に繋がった本人・世帯について、複雑・複合的な課題が存在している場合には、新たに整備する多機関協働の中核の機能が複数支援者間を調整とともに、地域とのつながりを構築する参加支援へのつなぎを行う。
- また、支援ニーズが明らかでない本人・世帯については、断らない相談支援の機能に位置づけるアウトリーチによる支援など継続的につながり続ける伴走の機能により、関係性を保つ。
- これらの機能を地域の実情に応じて整備しつつ、市町村全体でチームによる支援を進め、断らない相談支援体制を構築していく。
- また、地域づくりに向けた支援を行うことにより、地域において、誰もが多様な経路でつながり、参加することのできる環境を広げる。



53

新たな事業の枠組み

令和元年12月26日
地域共生社会推進検討会
最終とりまとめ(概要)資料

◆断らない相談支援

属性を超えた支援を可能とするため、各制度（高齢、障害、子ども、困窮）の相談支援事業を一体的に行う事業とするとともに、（ア）世帯をとりまく支援関係者間を調整する機能（多機関協働の中核）、（イ）継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能（専門職の伴走支援）をそれぞれ強化。

◆参加支援（社会とのつながりや参加の支援）

属性毎に準備された既存制度の様々な支援メニューを活用するとともに、既存制度に適した支援メニューがない場合、本人のニーズを踏まえ、既存の地域資源の働きかけ、活用方法を広げるなど、本人と地域資源の間を取り持つ総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援を実施。

◆地域づくりに向けた支援

各制度（高齢、障害、子ども、困窮）の関連事業を一体的に行う事業とし、以下の機能を確保。

– 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保

– ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能

①断らない相談支援

現行の仕組

- 高齢分野の相談
- 障害分野の相談
- 子ども分野の相談
- 困窮分野の相談

断らない相談支援

- 属性や世代を問わない相談
- 新** 多機関協働の中核
- 新** 専門職による伴走支援

※ 各制度の補助等について一体的に執行することにより、市町村における属性を超えた相談支援を促進。

②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）

現行の仕組

- 困窮分野の任意事業（就労準備支援、家計改善支援等）
- （高齢分野の事業）
- （障害分野の事業）
- （子ども分野の事業）
- ⋮

参加支援

- 困窮分野の任意事業（就労準備支援、家計改善支援等）
- （高齢分野の事業）
- （障害分野の事業）
- （子ども分野の事業）

新 狹間のニーズにも対応する参加支援
ニーズに応じて既存の地域資源に働きかけ

※商店・企業・農家など他領域の地域資源も活用

③地域づくりに向けた支援

現行の仕組

- 高齢分野の居場所や参加の場を生み出す事業
- 障害分野の居場所や参加の場を生み出す事業
- 子ども分野の居場所や参加の場を生み出す事業
- 困窮分野の居場所や参加の場を生み出す事業

地域づくりに向けた支援

- 住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所の確保
- 交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能

※ 各制度の補助等について一体的に執行することにより、市町村における多様な居場所や参加の場の創出等を促進。

※ 地域資源と対象者との間を取り持つ機能を強化し、既存制度では対応できない狭間のニーズに対応。

54

現行の各種相談支援事業の財政支援等の状況

	実施主体	事業の性質	国費の性質		地方財政法上の負担金への該当	実施自治体数	(センター等) 設置箇所数
				負担割合			
介護 (地域包括支援センターの運営費)	市町村	義務的実施	義務的経費 (交付金)	国 38.5% 都道府県 19.25% 市町村 19.25% 一号保険料 23%	×	1,741市町村	5,079カ所 (平成30年4月末時点)
障害 (基幹相談支援センター等機能強化事業) +(障害者相談支援事業)	市町村 (複数市町村による共同実施可)	任意的実施 (基幹相談支援センター等の機能を強化する場合に実施)	裁量的経費 (補助金)	国 1/2以内 都道府県 1/4以内 市町村 1/4	×	650市町村	719カ所 (平成30年4月末時点)
		義務的実施 (障害者相談支援事業)	(交付税)	—	×	1,741市町村	—
子ども (利用者支援事業 基本型・母子保健型)	市町村	・地域子ども・子育て支援事業自体は市町村が行う「ものとする」とされている ・利用者支援事業を含め、実施する事業の組み方については自治体の任意	裁量的経費 (交付金)	国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3	×	基本型 415市町村 母子保健型 798市町村	基本型 720カ所 母子保健型 1,183カ所 (平成30年度交付決定カ所数)
生活困窮 (生活困窮者自立相談支援事業)	都道府県・市・福祉事務所設置町村	義務的実施	義務的経費 (負担金)	国 3/4 実施主体 1/4	○	905自治体 (都道府県・市・福祉事務所設置町村の合計)	1,317機関 (令和元年4月末時点)
生活困窮 (一次相談支援事業)	福祉事務所未設置町村	任意的実施	裁量的経費 (補助金)	国 3/4 実施主体 1/4	×	19自治体	19機関 (令和元年4月末時点)

55

現行の各種「地域づくり」関係事業の財政支援等の状況

【コーディネート機能】…地域資源の強化・開発、マッチング等の活動に対し、人件費や会議体の運営費を補助する事業

【出会い、参加する場・居場所の確保】…通いの場等の住民の自発的活動に対し、賃料や人件費等を補助する事業

		実施主体	事業の性質	国費の性質	地方財政法上の負担金への該当		実施自治体数	設置箇所数
					負担割合			
介護	生活支援体制整備事業 (生活支援コーディネーター(地域支えい推進員、協議体の設置))	市町村	義務的実施	義務的経費 (交付金)	国 38.5% 都道府県 19.25% 市町村 19.25% 一号保険料 23%	×	1,741市町村	—
	一般介護予防事業	市町村	義務的実施	義務的経費 (交付金)	国 25% 都道府県 12.5% 市町村 12.5% 一号保険料 23% 二号保険料 27%	×	1,741市町村	—
障害	自立支援協議会 (交付税措置)	都道府県・市町村 (複数市町村による共同実施可)	任意的実施	(交付税)		×	1,715自治体 (1,248協議会) (都道府県・市町村の合計)	—
	地域活動支援センター事業 (基礎的事業・機能強化)	市町村 (複数市町村による共同実施可)	必須事業	機能強化分 (補助金)	国 1/2以内 都道府県 1/4以内 市町村 1/4	×	1,027自治体 ※平成29年度実績報告における地活センター機能強化事業実施自治体数	3,038カ所 ※平成29年度社会福祉施設等調査
子ども	地域子育て支援拠点事業	市町村	・地域子ども・子育て支援事業自体は市町村が行うものとする」とされている ・地域子育て支援拠点事業含め実施する事業の組み方については自治体の任意	裁量的経費 (交付金)	国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3	×	237市町村 ※「地域支援加算」のうち、地域の子育て資源の発掘・育成を行う取組部分)	653カ所 (平成30年度交付決定カ所数)
							477市町村 ※「地域支援加算」のうち、多様な世代との連携等の取組部分)	
生活困窮	生活困窮者のための共助の基盤づくり事業	市町村	任意的実施	裁量的経費 (補助金)	国 1/2 市町村 1/2	×	—	—

※ 本表における事業の整理は、各事業の主たる機能に着目したもの。各制度のその他の事業の中でも、地域資源の強化・開発等を行うとともに、地域の多様な資源のコーディネートを実施しているものがある。
例)障害者相談支援事業・生活困窮者自立相談支援事業における社会資源の開発等

56

令和元年12月26日
地域共生社会推進検討会
最終とりまとめ(概要)資料

新たな事業において実施が期待される支援について

家族構成



◆支援のきっかけ

○Aさん(本人)は、持病を抱え入退院を繰り返している。自身の身の回りのことは何とかできるが、家事などは困難である。
○夫(40歳)や娘(10歳)に負担をかけていることを心苦しく思い、病院のソーシャルワーカーに相談したことを契機として、新しい事業における相談窓口の支援員につながる。

<相談の始まり>

- 支援員がアウトリーチをしながら、Aさんと面接。課題が以下のとおり明らかになる。
 - 夫がAさんの看病や家事全般を担い疲れている。
 - 娘は寂しい思いをしているほか、最近、不登校気味である。
 - Aさん自身も持病を抱え苦しんでいるが、吐露できる人がおらず辛い。

<断らない相談支援の効果>

- Aさんが一人で抱え込んでいた複合的な課題が、支援員とのやりとりを通じて、解きほぐされ、寄り添った、継続的支援につながる。

<相談後すぐに行った支援>

- Aさんの心のケアや夫の看病疲れの軽減のため、短期のレスパイトケアを提案。
- 各種施設を確認したところ、直ぐに入所できるところがなかったため、支援員から依頼を受けた参加支援の役割を担う法人が、地域で一時生活支援事業を行なう法人に施設を制度外で利用できるように依頼し、一時的な入所が実現。この際、Aさんの病状管理のため、医療機関とも連携を図り安心して入所できる体制を構築する。

<参加支援の効果>

- 地域の法人に働きかけを行い、既存の施設を活用して、Aさんのレスパイトケアのニーズに対応したスピーディーな支援を実現。

<その後の経過>

- Aさん家族が暮らす地域は、以前から、地域住民同士のつながり作りを目的とした、「場づくり」が活発であり、その場においてAさん家族のことや子どもの孤食が話題となり、子どもも気軽に立ち寄れる食堂を作ることとなる。
- 娘も、放課後に当該食堂を利用するようになる。

<地域づくりに向けた支援の効果>

- 地域の中で住民のニーズも踏まえた新たな活動が立ち上がり、支え合いの関係性が作られた。
- 課題を有する住民の存在を早期に発見する機能が醸成された。

3つの支援を組み合わることによる効果

3つの支援が一体的に実施されることにより、Aさん家族や地域において以下のような相乗的な効果がみられた。

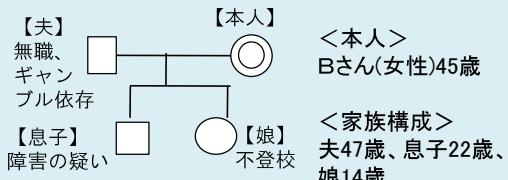
- 相談機関はアウトリーチもしながら、世帯全体に関わる複合的な課題を包括的に受け止め、ニーズに対応したスピーディーな支援(参加支援)を提供でき、結果として、課題が深刻化する前に世帯全体を立て直す見通しを立てることができた。
- また、地域づくりに向けた支援を通じて、住民のニーズも踏まえた新たな地域活動が創出され、Aさん家族の課題も地域で早期に受け止められるようになった。

57

複合的な課題を抱える家族への支援事例

令和元年12月26日
地域共生社会推進検討会
最終とりまとめ(概要)資料

家族構成



支援のきっかけ

- 娘（14歳）が学校を休みがちとなっていたことから、担任教諭が母（本人）に連絡。
- 担任教諭が母（本人）と面談を行ったところ、「娘の素行が乱れ夜に遊びに出掛けたり、不登校気味であることを心配している。また、夫や息子のことにも悩んでいる。」とのこと。
- 話しを聞いた担任教諭は、母（本人）の困りごとが多岐にわたるため、どこに相談に行ったら良いか分からず新たな事業の連携担当職員に連絡。

支援内容

<支援開始>

- 連携担当職員（多機関協働の中核の機能）が本人や娘、息子と時間をかけてアセスメントを行い、家族一人一人の課題やニーズを明らかにする。



<家族が抱える多様な課題を時間をかけて解きほぐす>

- 初回の面談では、課題が複合的であるため、本人自身混乱していた。その後、連携担当職員が本人の心の揺らぎに寄り添いながら、時間をかけて家族の状況を丁寧にひも解く中で、下記のような多様な課題が明らかになる。

(本人) 家計を支えるためにパートを掛け持ち、夫への不満が募っている。各種滞納があるものの、家計の状況は把握できていない。
 (夫) 飲食店を経営していたが、不況のあおりを受けて倒産し目標を失う。昼から飲酒し、パチンコに通う生活が続いている。
 (息子) 高校を卒業後、短い期間に何回も転職を繰り返しており自信を失っている。障害の疑いがある。
 (娘) 父親の店の倒産を同級生からからかわれ、現在は不登校気味。生活のリズムが乱れ、授業にもついていけない。
 (地域との関係性) 夫が無精ひげを生やして昼からお酒を飲んで歩いたり、夫婦喧嘩が絶えないため、近隣の人から疎まれ地域から孤立。

<多機関との連携による支援>

- 連携担当職員が関係者の総合調整役を担い、学校やハローワーク、自立相談支援機関、地域住民等の関係者が連携を図りながら、家族への個別の支援を行う。

効果

- 本人に寄り添いながら丁寧に伴走支援することにより、世帯全体の複合的な課題を整理することができ、今後の支援の方向性を具体的に組み立てていけるようになった。
- 複合的な課題を整理したことにより、今後は適切に多機関と連携を図り、世帯全体を支援する体制を整えることができるようになった。

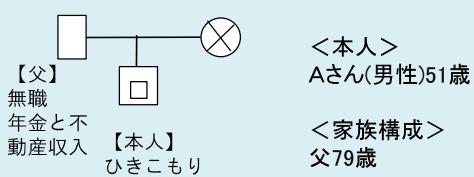
※モデル事業の支援事例を一部参考にして、事例を作成。

58

ひきこもりの相談支援事例

令和元年12月26日
地域共生社会推進検討会
最終とりまとめ(概要)資料

家族構成



支援のきっかけ

- 地域包括支援センターのケアマネジャーが、新たな事業の連携担当職員に連絡。「父親の担当をしているが、ひきこもっているAさんの存在も気になっている」とのこと。
- ケアマネジャーは、父の体調が悪く近く入院する予定であるため、Aさんのことをどうしたら良いか心配になったとのこと。
- Aさんは無職であるが、父は年金の他に不動産収入があり経済的には困っていない。

支援内容

<支援開始>

- 連携担当職員（多機関協働の中核の機能）が、父と面接。また、ケアマネジャーへヘルパーなどから聞き取りを行い、Aさんの状況確認を行う。多機関の支援員等が集まる会議に諮りAさんや父へのアプローチ方法を検討。
 ⇒ 自立相談支援機関がAさんの自宅を定期的に訪問しながら、接点を作ることになる。

<Aさんへの支援>

- 最初、自立相談支援機関の支援員は、Aさんと会うことが出来ず、部屋の前に手紙を置いたり、イベントのチラシを置くなどして関わりを継続し、時間をかけて関係性を構築。その後、父親の体調が悪化し、入院することがきっかけとなり、Aさんから自立相談支援機関に連絡が入る。
- 自立相談支援機関で面接を行ったところ、Aさんは働きたいという希望はあるものの、長くひきこもっていたため自信が持てないとのこと。そこで、就労準備支援事業を利用し、生活の立て直しから始めることとなる。



<父親の支援（医療ソーシャルワーカーとの連携）>

- 父親の退院を見据え、病院の医療ソーシャルワーカーと連携しながら在宅療養の準備を進める。

効果

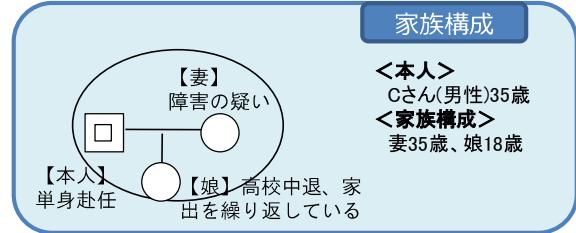
- 新たな事業の連携担当職員が関わったことにより、世代や属性が異なる高齢の父とひきこもりのAさんの課題を包括的に受け止められた。
- ケアマネジャーは、数年前から自室に閉じこもるAさんの存在に気付いていたが、どのように対応したら良いか分からず長期にわたり困っていた。連携担当職員が関わったことにより、多機関の関係者が連携を図るために総合調整がなされAさんと父親の支援が円滑に進んだ。

※モデル事業の支援事例を一部参考にして、事例を作成。

59

参加支援の事例

令和元年12月26日
地域共生社会推進検討会
最終とりまとめ(概要)資料



支援のきっかけ

- 本人（35歳）は、単身赴任。自宅に残っている家族に以下のようないくつかの課題があるとのことで、新しい事業の相談窓口を訪れた。
 - 娘（18歳）は、高校を中退し家出を繰り返している。
 - 妻（35歳）は障害の疑いがある。娘との関係性が悪化している。

課題の整理

<課題の概要>

娘	<ul style="list-style-type: none">高校を中退し、両親との喧嘩が増え、家出を繰り返している。
妻	<ul style="list-style-type: none">障害の疑いがあり、仕事をしても続かず、落ち込んでいる。娘との関係性が悪化している。
本人	<ul style="list-style-type: none">単身赴任中のため、週1回程度しか帰省できない。娘を強く叱責してしまい、口を利かなくなっている。

支援の実施

参加支援を担う法人は、多機関協働の中核を担う支援員と連携を図り、本人の状態に寄り添いながら以下のとおり地域の施設や関係者に働きかけるなど、コーディネートを行った。

<娘>

- 両親との喧嘩が絶えないため、一定の距離をとる必要があることから、娘の了解の下、多機関協働の中核を担う支援員とも情報共有をしながら、地域のシェルターの空き状況や入居者の年齢層等を調査。その中で娘が安心して暮らせるような民間のシェルターが見つかったため、そのシェルターに打診し、一時的な受け入れを行ってもらう。

<妻>

- 妻は就労意欲が高かったが、その前段階として就労に向けた準備が必要な状況であったため、妻と相談のうえ制度外で短期間のみ就労準備支援事業に通うようになる。
- 同時に、参加支援を担う法人は、妻に合った職場を見つけるため、地域の中小企業を丁寧に回り企業側のニーズも聞きながら企業開拓を行う。その中で妻を受け入れてくれる企業が見つかり、就職が実現する。

効果

- 参加支援を担う法人が、地域の施設や関係者に働きかけて、コーディネートしたことにより、個別性の高い多様なニーズに柔軟に応えることができた。
- 既存の社会資源を最大限に活用した支援を行ったことにより、支援を通じて地域の社会資源を充実していくことも寄与した。

60

地域づくりの事例

令和元年12月26日
地域共生社会推進検討会
最終とりまとめ(概要)資料

新たな事業で実現できること

- 新たな事業では、既存事業の財源を一体的に交付することにより、市町村の裁量が高まる。例えば、地域食堂やコミュニティカフェなど、世代や属性を限定しない場や居場所を常設型で設置するとともに、当該居場所を拠点として市町村全域で地域づくりを応援する活動を行うコーディネーターを複数配置することも可能となる。

常設型の場での取組み例

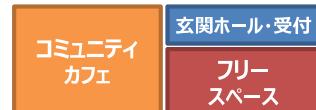
※各自治体が関係者と連携し、地域の実情に応じて組み合わせて取組を行うことを想定

- 気軽に立ち寄り、ただいることができる場として、コミュニティカフェが多様な人の居場所になる。
- 障害者や就労経験のない若者はたららく（役割のある）場になる。
- コミュニティカフェやフリースペースでの活動の担い手としてアクティブシニアが活躍
- フリースペースで、子育て広場（事業）と、ボランティア団体による学習支援が同じ場所・時間で行われることにより、小学生と幼児のきょうだいが一緒にいられる場となる。
- フリースペースを活動の空き時間に地域の団体、個人へ貸し出すことで、多様な活動を支援
- コミュニティカフェへの来訪者と、スペースを利用する老人クラブや子ども会、サークル活動の参加者など、多様な人、活動主体との出会いが生まれ、学びが促進され地域でのつながりが広がる。

場の確保

- 常設の場として、コミュニティカフェと、事業や活動の場にも使用するフリースペースを設置

◆間取りイメージ



- 精神保健福祉士1名が専従。（週5日勤務／地域活動支援センター機能を担う）
- 子育て経験のあるスタッフ2名が週3日勤務
- 居場所のスタッフ兼コーディネーターとして2名を配置（週5日勤務）
- 法人事務職員2名がコーディネーターを兼任（週5日勤務）

コーディネーターの配置

<コーディネーターによる取り組み>

- コミュニティカフェに来た人や、活動への参加者とのふだんの会話から、課題ややりたいことを発見し、新たな地域活動の創出につなげる。
- コーディネーターが複数配置されることにより、人材育成もしながらチームで活動でき、地域の行事や集まり（地元自治会・まちづくり協議会や商店街の役員会、民生委員・児童委員協議会（民児協）の定期例会等）にも参加し、地域活動にかかる主体の拡大や、しくみづくり、場づくりにつなげる。
- 地域のボランティア団体や地域住民、福祉施設職員など専門職、地元商店街との地域福祉座談会を実施し、地域で気になる人や地域生活課題の情報を把握する。
- 多様な担い手による地域での活動への参画や実施を支援
→ コミュニティカフェやフリースペースでの学習支援の運営に、まちづくり協議会・民児協が参画
ボランティア団体の活動場所として、福祉施設の地域交流ルームを紹介
- 地区社協と協働し、商店街の店舗の空き時間を活用して子ども食堂を開催

※既に行われている事例を参考に厚生労働省社会・援護局地域福祉課にて作成。

常設型の居場所の設置を通じ、各取組ごとに確保していた活動場所が確保しやすくなるとともに、コーディネーターによる地域支援の取組が強化されることを通じて、既存の地域活動が強化されるとともに、多様な活動が新たに生まれやすくなる。

61

地域づくりの事例②

令和元年12月26日
地域共生社会推進検討会
最終とりまとめ(概要)資料

新たな事業で実現できること

- 新たな事業では、既存事業の財源を一体的に交付することにより、市町村の裁量が高まる。
- 住民に身近な地域を囲域として地域づくりを行うコーディネーターと連携して既存の取り組みの充実を図り、複数分野の事業・活動を一体的に実施することが可能となる。

複数分野の事業・活動を一体的に実施する取組み例

※ 既に行われている事例を参考に厚生労働省社会・援護局地域福祉課にて作成。

特定分野の活動の場を拠点として、コーディネーターが関わり活動内容、主体が広がる例

- 地域子育て支援拠点事業が行われている子育てひろばに高齢者が参加し、育児の先輩として子育て世代と交流。
- 拠点職員と兼務するコーディネーターがボランティア講座などの多様な活動・イベントを拠点で実施。
- 講座参加者やボランティアの活動機会の拡大を図り、以前に支援拠点に通っていた学齢期になった親子や在宅高齢者とのつながりから、月に1回の地域食堂などが行われるなど、子育てひろばや地域での活動が拡充する。

プラットフォームでの話し合いの中から、新たな活動が生まれる例

- 新たな事業で創設する多分野のメンバーが参画するプラットフォームにおいて、地域活動支援センターの事業拠点が老朽化し移転を検討中だが、移転先が見つからないという話題が出る。
- プラットフォームに参画する商工会の仲介により、地域にある空き店舗が借りられることとなり、地域活動支援センターを移転。余裕スペースは地域交流スペースとして、センター事業以外の活動にも使える場として設置。
- 地域活動支援センターで就労に向けた講座を行う際、地域の企業が講師となった講座（パソコン教室等）も行われると共に、対象を障害者に限らず開催し、就労経験のない若者も参加。
- 地域交流スペースで民児協と地区社協による子育てサロンや、ふれあい喫茶等が行われ、多様な住民が出入りする出会いの場となる。

自主的な取り組みにコーディネーターが関わることにより、活動の継続性が高まったり活動が増える例

- 住民ボランティアが中心となって、診療所の空き部屋を使った月2回のサロンを実施。
- コーディネーターが地域まちづくり協議会のメンバーから「何か活動に取り組みたい」との声を聞き、サロン活動のリーダーにつなげ、関わる住民が増える。
- 医師の助言を受けたサロン参加者から、健康づくりにつながることもやれないかとの声があがり、コーディネーターがおすすめの活動メニューを紹介し、サロンを行っていない週にもサロン+ウォーキングを行うこととし、毎週の活動に発展。
- コーディネーターが他地区に住むボランティア講座修了生に、活動を紹介したところ同じ取り組みをしてみたいとの声があり、地域の空き家を活用し、サロン活動が始まる。

62

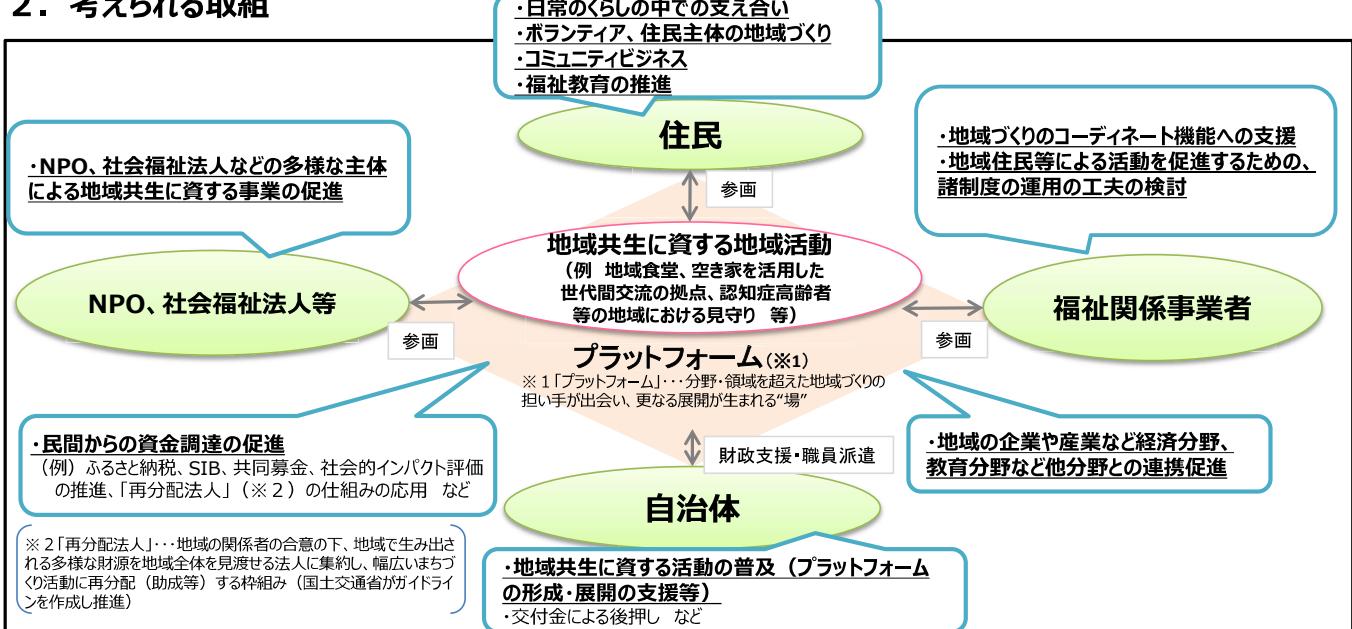
地域共生に資する取組の促進

～多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の普及促進～

1. 概要

- 地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
- 地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。

2. 考えられる取組



63

多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉（他者の幸せ）へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で“個人”や“くらし”が関心の中心となった時に、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。

